

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画

～ 家庭を源に、地域全体で子どもを育てるまち ～



令和2年7月

岡山県 新見市

はじめに

近年、私たちを取り巻く社会環境は著しく変化しており、少子高齢化に伴う人口減少など大きな課題を抱えています。また、核家族化の進行や、地域における人と人のつながりの希薄化、ライフスタイルの多様化などを背景に、子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化しており、教育・保育に対するニーズは多様化しています。



本市においても、人口減少が大きな課題となるなか、「第2次新見市総合振興計画」の基本目標の一つである「あたたかい福祉のまち」の実現に向け、平成27年に策定した「新見市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を軸に様々な施策を展開し、子育て環境や教育・保育の環境の充実に取り組んでまいりました。

このたび、第1期計画の計画期間が満了することから、これまでの成果の検証や子育て家庭へのアンケート調査を行い、そこから見えてきた子育て家庭の現状や課題等を踏まえ、今後5年間の子育て支援施策の方向性と取組を示す「第2期新見市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、「家庭を源に、地域全体で子どもを育てるまち」を基本理念に、6つの基本目標を定めています。家庭や地域、子育てに関わる施設、企業、関係機関が連携しながら様々な子育て支援施策を実施することにより、安心してゆとりある子育てができ、全ての子どもが心豊かで健やかに育つまちを目指して取り組んでまいります。

次世代を担う子どもの健やかな成長は未来への希望です。「第3次新見市総合計画」が描く本市の将来像「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいみ」を実現するため、市民の皆様とともに、社会全体、地域全体で子育てを支えてまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました新見市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様及び関係各位に対し、心から厚くお礼を申し上げます。

令和2年7月

新見市長 池田 一二三

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要 -----	1
【1】計画策定の背景-----	1
【2】新見市の動き-----	1
【3】計画の位置付け-----	2
【4】計画の期間-----	3
【5】計画の策定方法-----	3
第2章 子どもを取り巻く本市の現状 -----	4
【1】人口等の現状-----	4
【2】子育て支援施設等の利用状況-----	9
【3】地域子ども・子育て支援事業の利用状況-----	16
第3章 本市の子育て支援の課題 -----	19
【1】第1期計画の検証-----	19
【2】ニーズ調査から読み取れる課題-----	27
第4章 教育・保育の量の見込みと確保の内容 -----	35
【1】教育・保育提供区域の設定-----	35
【2】量の見込みの算出について-----	35
【3】教育・保育事業の量の見込みと確保方策-----	37
第5章 計画の考え方 -----	43
【1】基本理念-----	43
【2】基本目標-----	43
【3】施策の体系-----	45
第6章 施策の展開 -----	46
【基本目標1】子育て家庭を支える基盤づくり-----	46
【基本目標2】仕事と子育てを両立できる社会づくり-----	50
【基本目標3】健やかな成長を支える環境づくり-----	51
【基本目標4】生きる力を育む学びの場づくり-----	54
【基本目標5】安心して生活できる支援の充実-----	57
【基本目標6】地域で子育てを支え合う環境づくり-----	60
第7章 計画の推進に当たって -----	63
【1】推進体制-----	63
【2】計画の進行管理-----	63
資料編 -----	64
1 新見市子ども条例-----	64
2 新見市子ども・子育て会議設置要綱-----	68
3 新見市子ども・子育て会議委員名簿-----	70

第1章 計画の概要

【1】計画策定の背景

我が国では、家庭や地域における子育てを取り巻く環境が大きく変化し、育児不安を抱える家庭の増加や保育施設における待機児童問題など、様々な課題が顕在化しています。

そのため、国においては「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」（以下「子ども・子育て支援法」という。）を制定し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を施行しています。

この新制度は「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」「保育の量的拡大・確保」をその目的として掲げ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を図るものです。また、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の改定や、「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化等、子育て支援施策を加速化しています。

【2】新見市の動き

本市においては、平成27年3月に「家庭を源に、地域全体で子どもを育てる都市」を基本理念とした、「新見市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

本市ではこの第1期計画に基づき、就学前の教育及び保育を適切に提供できる体制の整備をはじめ、安心して妊娠、出産、育児ができる環境づくり、仕事と子育ての両立に向けた支援、子育て家庭の不安や負担を軽減するための相談体制や、情報提供の充実などを推進してきました。また、子どもの育ちをまちぐるみで支援し、全ての子どもが心豊かで健やかに育つ社会の実現を目指し「新見市子ども条例」を制定しました。

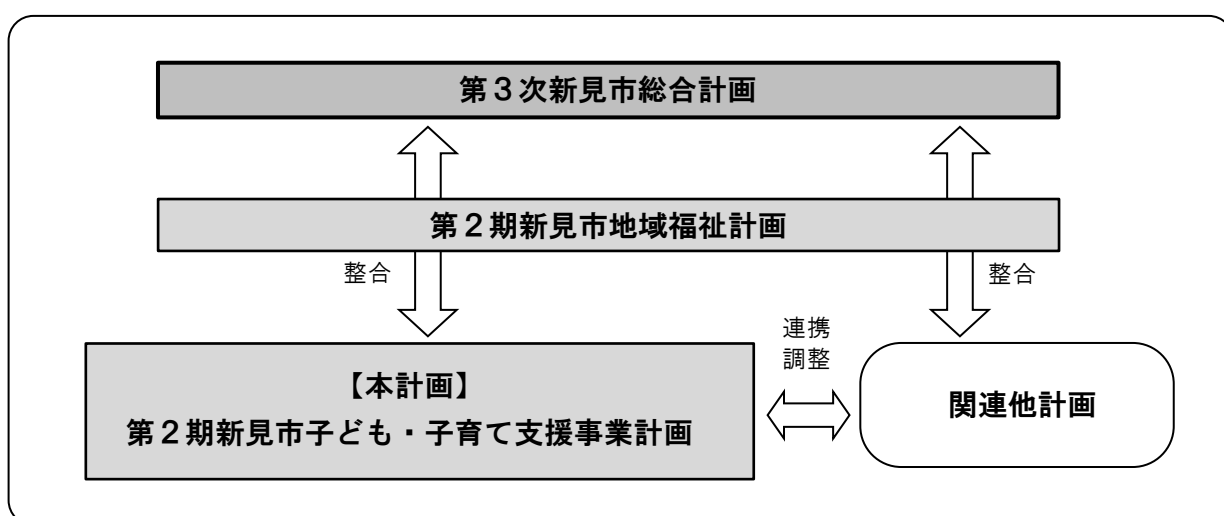
第1期計画は、令和元年度までの5年間を対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い「第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、国及び県の方向性に基づき、第1期計画における取組の進捗評価をはじめ、アンケート結果に基づく市民の意識やニーズ、新見市子ども・子育て会議における協議等を踏まえ、本市における子育て支援に関連する様々な分野の取組を、総合的、計画的に推進するため、より実効性のある計画を目指して策定しています。

【3】計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による市町村計画の役割を担っています。さらに「成育基本法[※]」及び母子の健康水準を向上させるための取組を推進する国民運動計画「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえた計画とします。また、本市の最上位計画である「新見市総合計画」及び「新見市地域福祉計画」における、子ども・子育てに関する分野別計画の役割も有しています。

【本市における計画の位置付け】



【参考／「子ども・子育て支援法」（市町村子ども・子育て支援事業計画）】（抜粋）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【参考／「次世代育成支援対策推進法」（市町村行動計画）】（抜粋）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

※【成育基本法】「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年12月14日公布)

【参考／「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（市町村計画）】（抜粋）

第九条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【4】計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、量の見込みや確保方策などに変更の必要性が生じた場合は、期間中であっても見直す場合があります。

【5】計画の策定方法

1 ニーズ調査（アンケート調査）の実施

市内の子育て中の保護者における、子育て支援施設・事業の利用状況や、子育てについての要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、ニーズ調査（アンケート調査）を実施しました。

調査名称	子ども・子育て支援に関するニーズ調査			
調査対象	就学前の子ども／市内に居住する0歳から小学校入学前までの子どもがいる家庭 小学生児童／市内に居住する小学1年生～3年生の子どもがいる家庭			
調査方法	郵送及び保育所・学校等関係機関を通じた配布・回収			
調査期間	平成30年12月			
配布・回収状況		全体	就学前の子ども	小学生児童
	配布数	1,314件	777件	537件
	有効回収数	927件	513件	414件
	有効回収率	70.5%	66.0%	77.1%

2 新見市子ども・子育て会議における協議

計画の策定に当たっては、「子ども・子育て支援法」及び「新見市子ども・子育て会議設置要綱」に基づき、学識経験者や関係団体の代表者、行政機関の職員などで構成する「新見市子ども・子育て会議」において、本計画の内容について協議しました。

3 パブリックコメントの実施

計画案についてパブリックコメント（意見公募）を実施し、幅広く意見を募りました。

第2章 子どもを取り巻く本市の現状

【1】人口等の現状

1 総人口の推移

本市の総人口は、平成31年4月1日現在29,286人であり、平成26年から約3,000人の減少（平成26年を100.0とした場合90.8）となっています。近年、人口の減少とともに世帯人員の減少も進行しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成31年で2.31人となっています。

【人口・世帯数の推移】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口(人)	32,253	31,690	31,098	30,583	29,953	29,286
総世帯数(世帯)	12,980	12,948	12,889	12,857	12,765	12,677
世帯人員(人/世帯)	2.48	2.45	2.41	2.38	2.35	2.31
人口増減率(%)	100.0	98.3	96.4	94.8	92.9	90.8
世帯数増減率(%)	100.0	99.8	99.3	99.1	98.3	97.7

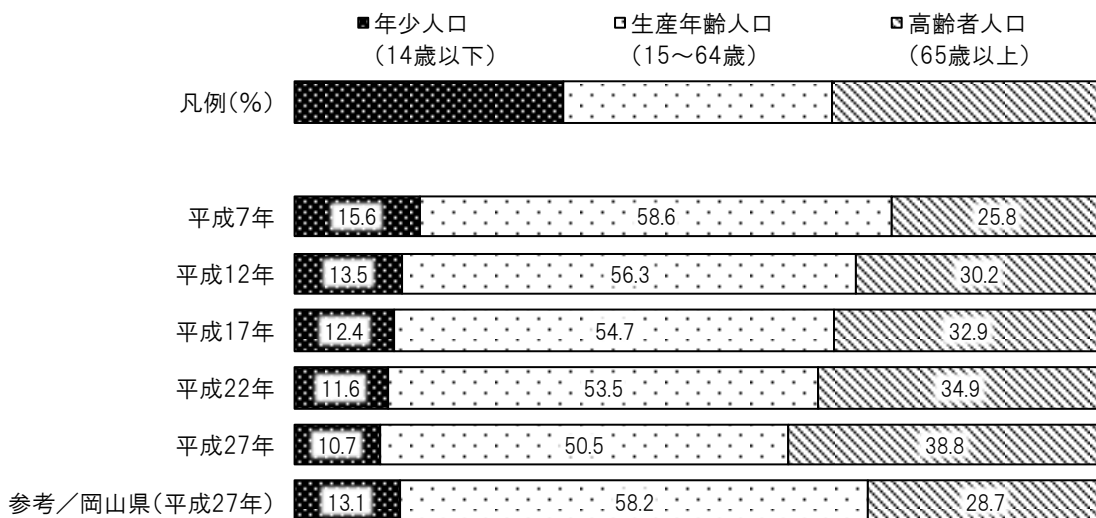
注：増減率は、平成26年を100.0とした場合の各年の割合を示す。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 年齢別人口

年齢別の人口構成比をみると、平成27年では年少人口（14歳以下）は10.7%、生産年齢人口（15～64歳）は50.5%、高齢者人口（65歳以上＝高齢化率）は38.8%となっています。高齢化率は岡山県の平均を上回り、一方で年少人口は緩やかに減少しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

【年齢3区分別人口構成比】

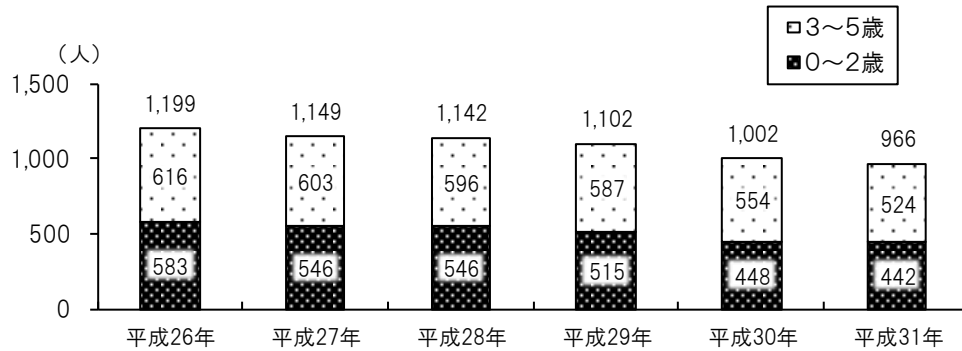


資料：国勢調査

3 子どもの人口推移

本市の5歳以下の子どもの人口推移をみると、平成31年4月1日現在で966人と、この5年間で233人減少しています。

【子どもの年齢別人口推移】

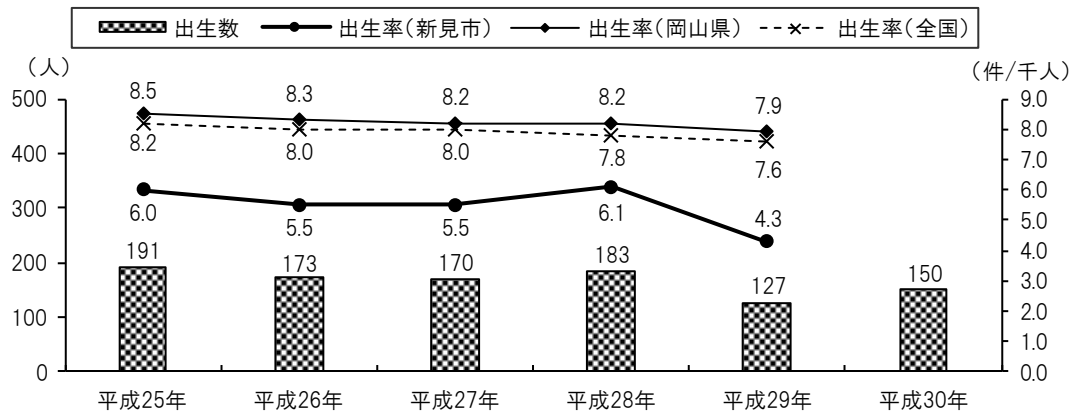


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

4 出生等の状況

本市の出生数は増減を繰り返しながら推移しており、人口1千人当たりの出生数を示す出生率については、国や岡山県の平均を下回って推移しています。

【出生数の推移】



資料：人口動態統計

【出生数及び出生率の推移】

(単位：人、件/千人)

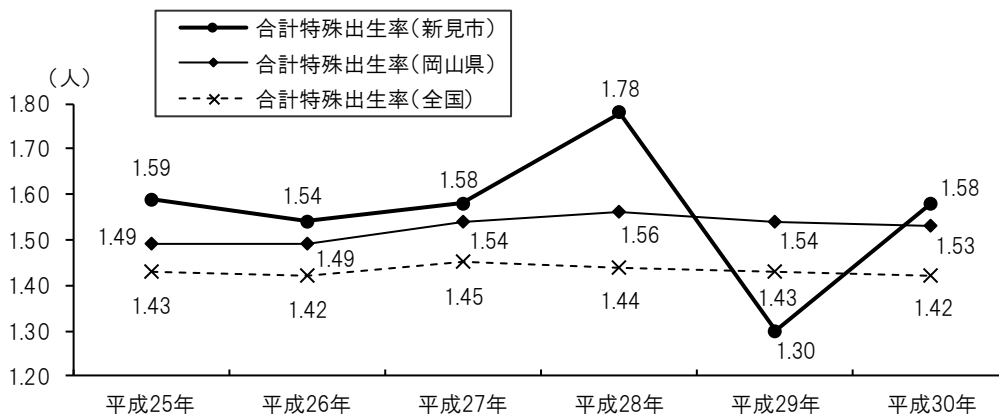
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数	191	173	170	183	127	150
出生率(新見市)	6.0	5.5	5.5	6.1	4.3	—
出生率(岡山県)	8.5	8.3	8.2	8.2	7.9	—
出生率(全国)	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	—

資料：人口動態統計

5 合計特殊出生率の推移

一人の女性が生涯に産む子どもの数に当たる合計特殊出生率は、平成29年は1.30人と、国や岡山県の平均を下回り、近年では最も低くなりましたが、平成30年（試算値）は1.58人と、国や岡山県の平均を上回っています。

【合計特殊出生率の推移】



【合計特殊出生率の推移】

(単位:人)

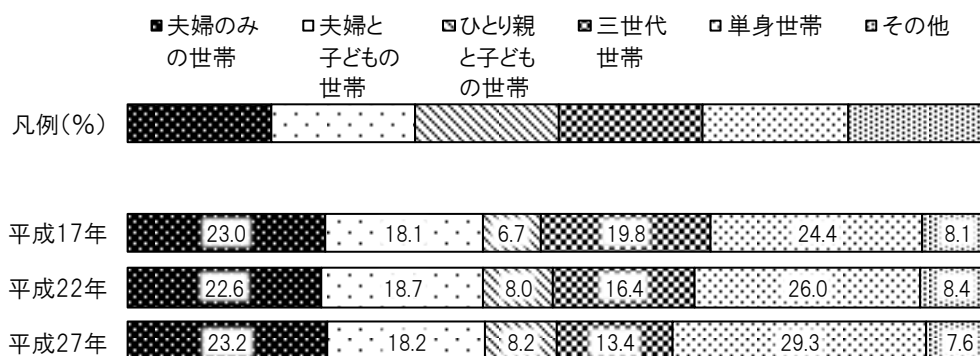
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (試算値)
合計特殊出生率(新見市)	1.59	1.54	1.58	1.78	1.30	1.58
合計特殊出生率(岡山県)	1.49	1.49	1.54	1.56	1.54	1.53
合計特殊出生率(全国)	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

資料：人口動態統計

6 世帯の状況

世帯構成について、平成17年から平成27年までの推移で見ると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」が緩やかに増加しています。また、世帯人員が多い「三世代世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】

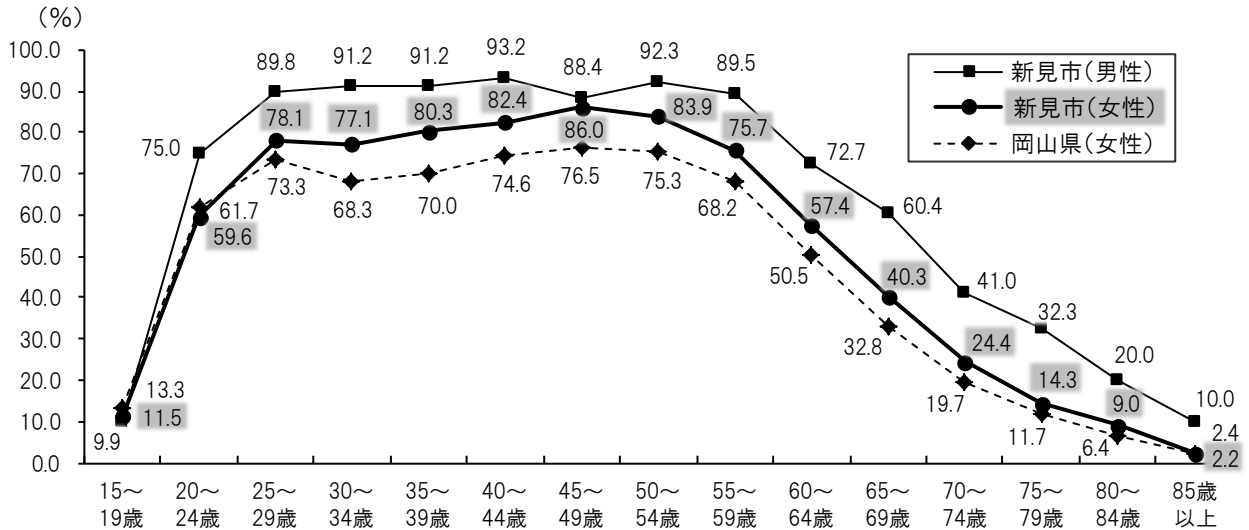


資料：国勢調査

7 年齢別就業率

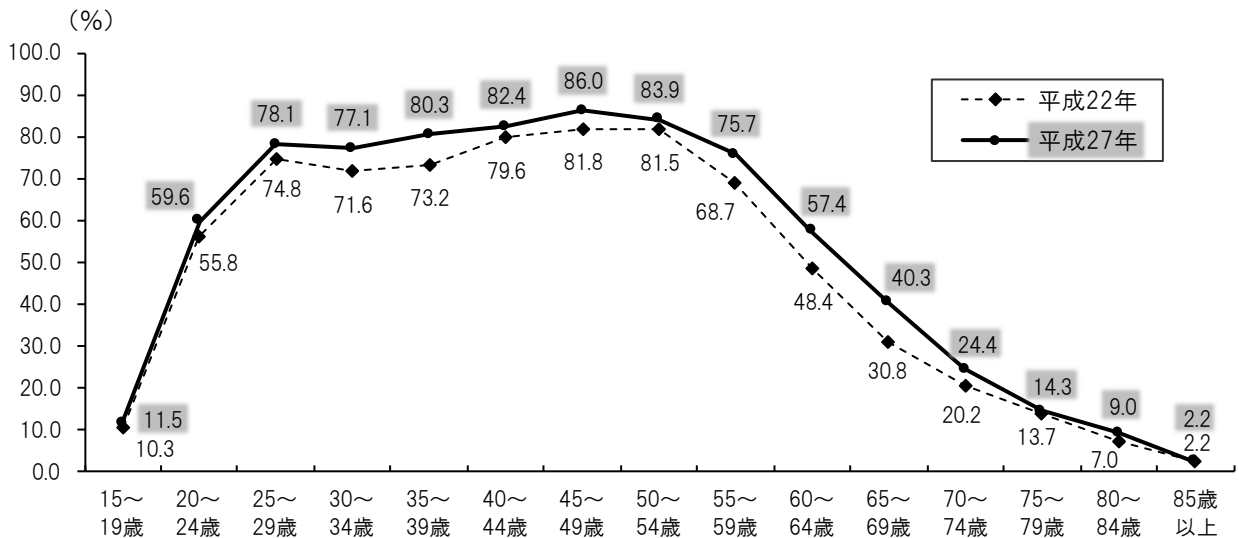
本市における女性の就業率をみると、各年齢層共に岡山県の平均を上回っています。また、県の平均は、緩やかな「M字カーブ※」の状況がうかがえますが、本市では「M字カーブ」の傾向はみられず、「婚姻～子育て開始時期」の離職率が比較的低いことがうかがえます。就業率は、平成22年に比べ全体的に増加しています。

【年齢別就業率（県比較）】



資料:国勢調査(平成27年)

【女性の年齢別就業率（経年比較）】



資料:国勢調査

※【M字カーブ】日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば20歳代後半と30歳代後半を山とし、30歳代前半が谷になるアルファベットのMのような形になること。

8 福祉的課題を抱えている人の現状

(1) ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭の世帯数は、平成27年で128世帯となっており、うち母子世帯が113世帯（88.3%）、父子世帯が15世帯（11.7%）となっています。

【ひとり親家庭の状況】

（単位：世帯）

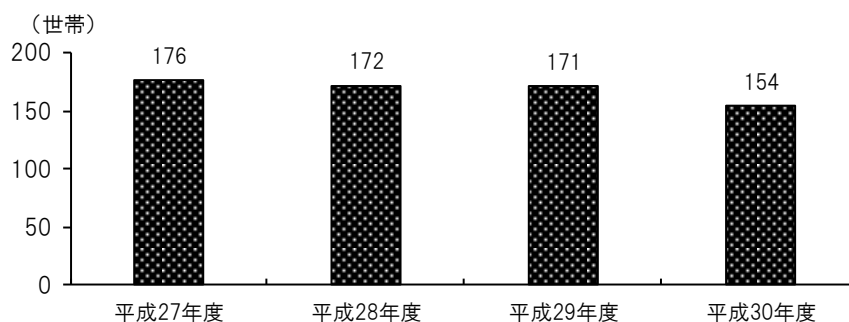
	平成17年	平成22年	平成27年
ひとり親家庭(合計)	117	152	128
母子世帯数	101(86.3%)	126(82.9%)	113(88.3%)
父子世帯数	16(13.7%)	26(17.1%)	15(11.7%)

資料：国勢調査

(2) 児童扶養手当受給世帯数の推移

本市の児童扶養手当受給世帯数は、おおむね横ばいで推移していましたが、平成30年度は154世帯に減少しています。

【児童扶養手当受給世帯数の推移】



資料：こども課(各年度3月末現在)

(3) 児童虐待の状況

本市の児童虐待受理件数は、増減を繰り返しながら推移しています。

【児童虐待の状況】

（単位：件）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童虐待受理件数	22	11	18	3
児童虐待対応件数	86	78	70	64

資料：こども課

【2】子育て支援施設等の利用状況

1 保育所・幼稚園・認定こども園の状況

(1) 保育所

令和元年度では、本市の保育所は5か所あり、定員は合計400人となっています。入所児童数は減少傾向にあり、令和元年度は286人、定員に対する充足率は71.5%と低下しています。

【保育所定員数】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新見保育所	245	245	245	245	245
草間台保育所	—	25	25	25	25
新郷保育所	30	30	30	30	30
本郷保育所	60	60	60	60	60
萬歳保育所	45	45	45	45	閉園
新砥保育所	40	40	40	40	40
合計	420	445	445	445	400

【保育所の入所児童数の推移】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新見保育所	226	226	203	217	192
草間台保育所	—	22	21	16	18
新郷保育所	23	24	16	14	10
本郷保育所	55	53	47	48	50
萬歳保育所	14	14	12	8	閉園
新砥保育所	27	28	26	19	16
合計	345	367	325	322	286

【保育所充足率の推移】

(単位:%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新見保育所	92.2	92.2	82.9	88.6	78.4
草間台保育所	—	88.0	84.0	64.0	72.0
新郷保育所	76.7	80.0	53.3	46.7	33.3
本郷保育所	91.7	88.3	78.3	80.0	83.3
萬歳保育所	31.1	31.1	26.7	17.8	閉園
新砥保育所	67.5	70.0	65.0	47.5	40.0
合計	82.1	82.5	73.0	72.4	71.5

資料:こども課(各年度4月1日現在)

(2) 幼稚園

令和元年度では、本市の幼稚園は「本郷幼稚園」の1か所となっています。

【幼稚園の定員数の推移】

(単位:人)

	対象児童	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
明新幼稚園	4・5歳	70	休園	休園	閉園	
井倉幼稚園	4・5歳	70	休園	休園	閉園	
草間台幼稚園	4・5歳	70	閉園			
本郷幼稚園	4・5歳	70	70	70	70	70
合 計		280	70	70	70	70

【幼稚園の入所児童数の推移】

(単位:人)

	対象児童	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
明新幼稚園	4・5歳	9	休園	休園	閉園	
井倉幼稚園	4・5歳	9	休園	休園	閉園	
草間台幼稚園	4・5歳	9	閉園			
本郷幼稚園	4・5歳	10	12	8	3	5
合 計		37	12	8	3	5

【幼稚園の充足率の推移】

(単位:%)

	対象児童	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
明新幼稚園	4・5歳	12.9	休園	休園	閉園	
井倉幼稚園	4・5歳	12.9	休園	休園	閉園	
草間台幼稚園	4・5歳	12.9	閉園			
本郷幼稚園	4・5歳	14.3	17.1	11.4	4.3	7.1
合 計		13.2	17.1	11.4	4.3	7.1

資料:こども課(各年度5月1日現在)

(3) 認定こども園

令和元年度では、本市の認定こども園は7か所あり、定員は合計495人となっています。入所児童数は増減を繰り返しながら推移しており、令和元年度は399人、充足率は80.6%となっています。また、教育認定の子どもが減少し、保育認定の子どもが増加する傾向にあります。

【認定こども園の定員数の推移】

(単位:人)

		対象児童	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新見中央認定こども園	教育認定	3～5歳	90	90	90	90	90
	保育認定	3～5歳	50	50	50	50	50
新見南認定こども園	教育認定	3～5歳	—	—	15	15	15
	保育認定	6か月～5歳	—	—	45	45	45
上市認定こども園	教育認定	3～5歳	45	45	30	30	30
	保育認定	3～5歳	35	35	30	30	30
熊谷認定こども園	教育認定	3～5歳	15	15	15	15	15
	保育認定	1～5歳	45	45	45	45	45
大佐認定こども園	教育認定	3～5歳	60	15	15	15	15
	保育認定	6か月～5歳	55	45	45	45	45
神代認定こども園	教育認定	3～5歳	20	20	20	20	20
	保育認定	1～5歳	45	45	45	45	45
哲西認定こども園	教育認定	3～5歳	5	5	5	5	5
	保育認定	6か月～5歳	45	45	45	45	45
教育認定の合計			235	190	190	190	190
保育認定の合計			275	265	305	305	305
合計			510	455	495	495	495

資料:こども課(各年度4月1日現在)

【認定こども園の入所児童数の推移】

(単位:人)

		対象児童	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
新見中央認定こども園	教育認定	3～5歳	64	60	57	40	36
	保育認定	3～5歳	44	54	46	54	62
新見南認定こども園	教育認定	3～5歳	—	—	7	11	11
	保育認定	6か月～5歳	—	—	63	66	69
上市認定こども園	教育認定	3～5歳	36	35	30	17	17
	保育認定	3～5歳	41	36	35	48	43
熊谷認定こども園	教育認定	3～5歳	3	1	1	1	1
	保育認定	1～5歳	32	35	36	32	31
大佐認定こども園	教育認定	3～5歳	21	14	18	11	14
	保育認定	6か月～5歳	38	46	54	50	44
神代認定こども園	教育認定	3～5歳	2	3	3	0	1
	保育認定	1～5歳	34	34	25	19	18
哲西認定こども園	教育認定	3～5歳	2	5	4	5	6
	保育認定	6か月～5歳	48	47	44	53	46
教育認定の合計			128	118	120	85	86
保育認定の合計			237	252	303	322	313
合 計			365	370	423	407	399

【認定こども園の充足率の推移】

(単位:%)

		対象児童	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
新見中央認定こども園	教育認定	3～5歳	71.1	66.7	63.3	44.4	40.0
	保育認定	3～5歳	88.0	108.0	92.0	108.0	124.0
新見南認定こども園	教育認定	3～5歳	—	—	46.7	73.3	73.3
	保育認定	6か月～5歳	—	—	140.0	146.7	153.3
上市認定こども園	教育認定	3～5歳	80.0	77.8	100.0	56.7	56.7
	保育認定	3～5歳	117.1	102.9	116.7	160.0	143.3
熊谷認定こども園	教育認定	3～5歳	20.0	6.7	6.7	6.7	6.7
	保育認定	1～5歳	71.1	77.8	80.0	71.1	68.9
大佐認定こども園	教育認定	3～5歳	35.0	93.3	120.0	73.3	93.3
	保育認定	6か月～5歳	69.1	102.2	120.0	111.1	97.8
神代認定こども園	教育認定	3～5歳	10.0	15.0	15.0	0.0	5.0
	保育認定	1～5歳	75.6	75.6	55.6	42.2	40.0
哲西認定こども園	教育認定	3～5歳	40.0	100.0	80.0	100.0	120.0
	保育認定	6か月～5歳	106.7	104.4	97.8	117.8	102.2
教育認定の合計			54.5	62.1	63.2	44.7	45.3
保育認定の合計			86.2	95.1	99.3	105.6	102.6
合 計			71.6	81.3	85.5	82.2	80.6

資料:こども課(各年度4月1日現在)

2 地域立保育園、私立保育園の状況

(1) 地域立保育園

本市の地域立保育園は、令和元年度は「熊野幼児園」の1か所ですが、休園中となっています。

【地域立保育園の定員数】

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
井倉保育園	20	閉園			
熊野幼児園	30	30	30	30	休園
たんぼぼ保育園	24	私立化			
合 計	74	30	30	30	0

【地域立保育園の入所児童数の推移】

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
井倉保育園	12	閉園			
熊野幼児園	13	13	10	8	休園
たんぼぼ保育園	23	私立化			
合 計	48	13	10	8	0

【地域立保育園の充足率の推移】

(単位:%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
井倉保育園	60.0	閉園			
熊野幼児園	43.3	43.3	33.3	26.7	休園
たんぼぼ保育園	95.8	私立化			
合 計	64.9	43.3	33.3	26.7	0.0

資料:こども課(各年度4月1日現在)

(2) 私立保育園

本市の私立保育園は、平成 28 年度と平成 29 年度に 1 か所ずつ開設し、令和元年度は 4 か所、定員は合計で 130 人となっています。入所児童数はおおむね横ばいで推移しており、令和元年度は 61 人、充足率は 46.9%となっています。

【私立保育園の定員数】

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
たんぼぼ保育園	—	28	28	30	30
にこにこ保育園	60	60	60	60	60
こどものいえ	10	10	10	10	10
さくらんぼ保育園	—	—	19	30	30
合 計	70	98	117	130	130

【私立保育園の入所児童数の推移】

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
たんぼぼ保育園	—	28	23	23	21
にこにこ保育園	24	21	13	13	14
こどものいえ	7	6	6	8	2
さくらんぼ保育園	—	—	10	24	24
合 計	31	55	52	68	61

【私立保育園の充足率の推移】

(単位:%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
たんぼぼ保育園	—	100.0	82.1	76.7	70.0
にこにこ保育園	40.0	35.0	21.7	21.7	23.3
こどものいえ	70.0	60.0	60.0	80.0	20.0
さくらんぼ保育園	—	—	52.6	80.0	80.0
合 計	44.3	56.1	44.4	52.3	46.9

資料:こども課(各年度4月1日現在)

3 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、令和元年度は市内 11 か所で実施しており、登録者数は、ニーズの高まりによる新規クラブの開設等により増加傾向にあります。

【放課後児童クラブの登録者数の状況】

(単位:人)

放課後児童クラブ名	学区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
のびのび児童クラブ	思誠小学校区	28	34	33	28	32
もみのき児童クラブ	高尾小学校区	10	14	14	18	19
どんぐり児童クラブ	新見南小学校区	27	31	40	51	34
西方なかよしクラブ	西方小学校区	11	12	13	12	18
ゆずりはフレンドクラブ	上市小学校区	休止	9	8	17	29
塩城にこにこ児童クラブ	塩城小学校区	—	—	—	—	21
おおさ風の子児童クラブ	刑部小学校区	37	34	33	21	24
なかよし児童クラブ	神代小学校区	18	15	16	12	17
あおぞら児童クラブ	哲多支局管内小学校区	10	10	休止	4	21
きら☆きら児童クラブ	矢神小学校区	16	20	19	16	18
野馳わくわく児童クラブ	野馳小学校区	30	26	27	29	26
合 計		187	205	203	208	259

資料:学校教育課(各年度4月1日現在)

【3】地域子ども・子育て支援事業の利用状況

1 利用者支援事業（子育て支援センター、子育て世代包括支援センター）

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

（単位：か所）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置か所数	1	2	2	2	2

資料：こども課、健康づくり課（各年度4月1日現在）

2 地域子育て支援拠点事業（子育て広場）

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行う事業です。

（単位：人（月間））

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数（保護者数）	584	598	630	578	472

資料：こども課

3 妊婦健康診査

定期的に医療機関において胎児の成育具合や妊婦の健康状態を確認し、母子共に健康で安心した出産ができるよう支援する事業です。

（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象人数	178	183	128	165	156
延べ実施数	2,071	1,868	1,615	1,616	1,796

資料：健康づくり課

4 乳児家庭全戸訪問事業

主に生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、乳児の発育状況の確認、母親の健康相談、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問人数	163	174	161	120	154

資料：健康づくり課

5 養育支援訪問事業

育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、保健師やヘルパーが訪問し、保護者の支援を行う事業です。

(単位:家庭)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問数	22	36	22	32	31

資料:こども課、健康づくり課

6 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。利用人数は増加しており、ニーズが高くなっています。

(単位:人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数	6	8	18	15	31

資料:こども課

7 一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。

①預かり保育：幼稚園、認定こども園

幼稚園及び認定こども園（教育認定）の在園児について、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。在園児の減少等により、利用人数は減少傾向にあります。

(単位:人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数	1,187	1,021	590	1,071	667

資料:こども課

②一時保育：保育所、認定こども園

保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない子どもについて保育を行う事業です。未入園児の減少等により、利用人数は減少傾向にあります。

(単位:人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数	1,565	1,292	795	779	909

資料:こども課

8 時間外保育事業（延長保育：保育所、認定こども園）

保育所及び認定こども園（保育認定）の在園児について、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。利用人数は減少傾向にあります。

（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数	483	380	275	99	118

資料：こども課

9 病児保育事業

児童が病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。施設開設等により、利用人数は増加しています。

（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数	51	76	86	145	157

資料：こども課

10 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。高学年の利用人数が増加傾向にあります。

①低学年

（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数	151	129	170	170	156

資料：学校教育課

②高学年

（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数	36	58	53	65	99

資料：学校教育課

第3章 本市の子育て支援の課題

【1】第1期計画の検証

本市では、第1期計画に基づき多様な子育て支援の取組を実施しており、それらの取組は、教育・保育分野をはじめ様々な分野に関わっています。そのため、各担当部署においては、定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出して検証を行い、次年度の取組に反映させています。

ここでは、第1期計画の「施策体系」における6つの基本目標と、それに関連する基本施策ごとに、事業進捗状況の検証を踏まえた今後の取組の方向性を整理しました。

【参考／第1期計画の施策体系】

基本目標1 子育て家庭を支援する教育・保育の提供体制づくり
基本施策1 地域における子育て支援の充実 基本施策2 保育サポートの充実
基本目標2 子どもを健やかに産み、育てる環境づくり
基本施策1 親と子が健やかであるための支援 基本施策2 次の世代を担う親の育成 基本施策3 子育てに係る負担の軽減
基本目標3 子どもが心身ともに健全に育ち、成長を支える環境づくり
基本施策1 家庭や地域の教育力の向上 基本施策2 心豊かな子どもを育てる教育環境の充実
基本目標4 男女がともに子育てと仕事を両立できる社会づくり
基本施策1 子育てと仕事が両立できる職場環境づくりの促進 基本施策2 男女共同参画の視点に立った子育ての推進
基本目標5 子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり
基本施策1 子どもがのびのびと遊べる場・体験の充実 基本施策2 子どもたちを守るための活動の推進
基本目標6 子育て家庭へのきめ細かい支援ができる体制づくり
基本施策1 子育てに関する相談窓口・情報提供の充実 基本施策2 ひとり親家庭や障がいのある児童への支援 基本施策3 児童虐待防止対策の推進

基本目標1 子育て家庭を支援する教育・保育の提供体制づくり

基本施策1 地域における子育て支援の充実

- (1) 気軽に集まれる場の充実
- (2) 地域の人材の活用
- (3) 子育て支援のネットワークづくり

【これまでの主な取組内容】

- 幼児クラブの活動を支援するなど、子育ての交流の場や機会づくりを充実し、保護者の日常的な精神的負担の軽減を図ってきました。
- 新見公立大学（以下「大学」という。）・地域・行政が協働して運営する「にいみ子育てカレッジ」で、大学の知見を生かして子育て中の親子が交流できる場の提供や子育て相談、子育て支援者に対する専門研修、育成支援を行いました。

今後の主な取組の方向性※

- 子育て広場の利用促進と事業の周知、情報提供
- 「にいみ子育てカレッジ」の子育て支援の中核化に向けての連携の強化や、地域活動への支援
- 保育所・認定こども園の園庭開放の取組

※継続して取り組む内容も含む。（以下同様。）

基本施策2 保育サポートの充実

- (1) 保育環境の充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 放課後子ども総合プランの推進

【これまでの主な取組内容】

- 草間台保育所、新見南認定こども園、大佐認定こども園を新たに整備するなど、保育環境の充実を図りました。
- 病児・病後児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センターなどをはじめとした、多様な保育サービスの提供に努めるとともに、保育教諭の確保や適正配置、資質向上を図りました。
- ファミリー・サポート・センターの事務局を子育て中の親子の利用の多い「にいみ子育てカレッジ」内に移転し、より利用しやすい環境を整えました。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の運営を支援し、子どもが安心して活動できる場所の確保に努めました。

今後の主な取組の方向性

- 住民ニーズや地域の実情に応じた保育環境の整備及びサービスの充実
- 保育教諭の資質向上に向けた体制の整備及び研修内容の充実
- 利用者のニーズに応えられるファミリー・サポート・センターの運営と利用促進
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化及び運営体制の整備

基本目標2 子どもを健やかに産み、育てる環境づくり

基本施策1 親と子が健やかであるための支援

- (1) 「いいお産」の普及
- (2) 乳幼児の心と身体健康づくり
- (3) 歯の健康づくり
- (4) 食育の推進
- (5) 不妊・不育治療に対する支援
- (6) 小児医療の充実

【これまでの主な取組内容】

- 妊婦への支援として、妊娠相談や両親学級などの妊娠中の不安を取り除くための取組や、乳幼児訪問を実施し、子育てに関する助言や情報提供を行いました。
- 健診後の支援が必要な子どもに対しては、専門医による診察や発達相談、子どもへの対応方法などを学ぶ教室を紹介するなどの必要な支援を行いました。
- 乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食生活の定着など、食育を推進してきました。

今後の主な取組の方向性

- 妊婦への相談・支援の充実
- 乳幼児健診の受診率向上
- 予防接種の必要性周知と接種勧奨
- 関係機関と連携した支援が必要な子どもへの継続した対応
- 妊婦歯科健診の普及啓発及び受診勧奨
- 歯科保健指導及び歯科保健推進体制の充実
- 「早寝・早起き・朝ごはん」の推進、郷土料理等の食文化の伝承推進など、子どもの成長に合わせた食育の充実
- 岡山県不妊専門相談センターや、不妊・不育治療の支援制度の周知
- かかりつけ医の必要性についての周知及び必要な情報提供や地域医療体制の充実

基本施策2 次の世代を担う親の育成

- (1) 思春期保健対策
- (2) 子どもを産み育てることの意義を伝える教育
- (3) 出会いの場の創出及び関係機関との連携

【これまでの主な取組内容】

- 保育所等への職場体験や子育て広場への夏のボランティアを通じた乳幼児とのふれあい体験、思春期ふれあい体験事業などを実施し、中学生や高校生が乳幼児や保護者とふれあう機会の提供に努めました。
- 喫煙や薬物の問題、思春期における性や心の問題などに関する正しい知識の普及、相談や支援体制を強化しました。

今後の主な取組の方向性

- 子どもの発達段階に応じた性に関する正しい知識の普及と指導の充実
- 関係機関と連携した喫煙や薬物等について正しい知識の普及啓発
- 小・中学校へのスクールカウンセラーの派遣及び関係機関と連携した不登校やひきこもり対策の強化等
- 子どもを産み育てることの意義を伝える指導や、体験事業の充実
- 独身者を対象とした成婚に向けての取組の充実

基本施策3 子育てに係る負担の軽減

(1) 子育てに係る経済的支援の充実

【これまでの主な取組内容】

- 市独自の取組として、第2子の保育料半額減免、第3子以降の保育料全額免除や中学3年生修了までの医療費無料化など、子どもの保育料の負担軽減や医療費の助成を行ってきました。
- 全ての3～5歳児の保育所等での副食費を無償化しました。
- ファミリー・サポート・センターをより利用しやすくするために、利用助成事業により、経済的負担を軽減しました。

今後の主な取組の方向性

- 保育料の各種減免、副食費の無償化、ファミリー・サポート・センターへの利用助成の継続と周知
- 子どもの医療費負担を軽減するための支援制度の実施
- 児童手当をはじめとする、子育て支援のための各種制度に関する情報提供

基本目標3 子どもが心身ともに健全に育ち、成長を支える環境づくり

基本施策1 家庭や地域の教育力の向上

- (1) 家庭教育への支援
- (2) 地域との交流活動の促進

【これまでの主な取組内容】

- 家庭教育への支援として、保育所・幼稚園・認定こども園や小学校等において、子育てに関する講演会等を実施し、学習機会の提供に努めました。
- 公民館において、地域の大人が講師となり、子どもに地域伝承の知識や技能を教えるなど異世代の交流を図る取組を実施しました。

今後の主な取組の方向性

- 地域や教育・保育機関等と連携した家庭教育・保育について学べる機会の提供及び世代間交流の促進
- 「地域の子どもは地域で育てる」意識の醸成や広報・啓発活動の推進
- 子ども会活動への参加促進及び広報・啓発活動への支援
- 気軽にスポーツに取り組むことができる環境づくり

基本施策2 心豊かな子どもを育てる教育環境の充実

(1) 幼児教育の充実

(2) 学校教育の充実

【これまでの主な取組内容】

- 各学校において児童一人一人に応じた指導による、学力向上やICT機器を活用した教育など、教育環境の充実を図りました。
- 道徳教育において、各学校での朝読書の取組や読書ボランティアを招いた読書活動を行うとともに、教育活動全体を通じて体験的な道徳教育を推進してきました。
- 児童生徒の悩みに対し、教育相談員による専門的立場でのカウンセリングや、警察との連携によるスマートフォン等の使用に関する講演会等を実施し、相談支援や非行防止活動を展開してきました。
- 地域の資源や人材を活用したにしみ塩から子育て事業を実施し、様々な体験活動を通して、豊かな心の育成を図りました。

今後の主な取組の方向性

- 地域の実態に合った就学前からの一体的な教育・保育の推進
- きめ細かな指導やICT環境整備など、学力の向上や学習内容の定着に向けた取組
- 学校・家庭・地域と連携したコミュニティ・スクールの充実
- 豊かな心や主体的に行動する力、健やかな身体の育成に向けた取組
- 児童生徒や保護者の悩みや不安に応える相談体制の充実
- 非行防止に向けた指導の充実
- 性や暴力を扱ったメディアやインターネットについての指導の充実

基本目標4 男女がともに子育てと仕事を両立できる社会づくり

基本施策1 子育てと仕事が両立できる職場環境づくりの促進

(1) 育児休業・休暇制度などの導入促進

(2) 多様な働き方の推進

(3) 不安定就労者への啓発・支援

【これまでの主な取組内容】

- 育児休業等の制度や働き方の見直しについて商工会議所や商工会を通じて企業へ周知し、その重要性について認識してもらうよう働きかけました。
- 雇用環境の改善や、子育てにやさしい職場づくりを企業や事業主に働きかけました。
- 育児休業の取得を促進するため、育児休業取得促進助成事業を実施し、仕事と育児の両立ができる社会の実現に努めました。

今後の主な取組の方向性

- 育児休業等関係法制度等についての周知の徹底と利用の促進
- 多様な就労形態の導入、女性の職場復帰や再就職について、企業に向けた広報活動の推進
- 関係機関と連携した、若者の安定就労への支援と啓発

基本施策2 男女共同参画の視点に立った子育ての推進

(1) 男女共同参画による子育ての推進

【これまでの主な取組内容】

- 思春期から妊娠出産についての正しい知識を伝え、男女共に豊かな人生を送ることができるよう、高校生を対象にした「妊孕（よう）性講座」を開催しました。
- 妊娠中から出産後の子育てをイメージし、男女一緒に子育てをしていく意識付けができるよう、妊婦とその夫を対象とした「すこやかパパママ講座」を開催しました。
- 男女共同参画講座やセミナーを通じて、意識啓発を行うとともに、各種事業に関して、男性が参加しやすい日程を設定するなど、男女が共に参加しやすい環境づくりに努めました。

今後の主な取組の方向性

- 講座の開催や情報紙発行など、男女共同参画社会実現に向けた周知・啓発の推進
- 男性の育児参加意識の向上を図るための場や機会づくり

基本目標5 子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり

基本施策1 子どもがのびのびと遊べる場・体験の充実

- (1) 遊び場の充実
- (2) 体験活動の充実

【これまでの主な取組内容】

- にいみ子どもセンター協議会で、各地域での活動の紹介や参加を呼び掛ける広報の発行、親子料理教室や体験学習などの出前講座を開催し、地域におけるふれあいと交流促進に努めました。

今後の主な取組の方向性

- にいみ子どもセンター協議会開催の出前講座を通じたふれあいと交流の活動の推進
- 都市公園など各種公園の適正な維持管理
- ふるさと学習を活用した体験学習等の推進

基本施策2 子どもたちを守るための活動の推進

- (1) 交通安全の推進
- (2) 防犯対策の徹底
- (3) 家庭における事故防止対策の徹底

【これまでの主な取組内容】

- 子どもを対象とした交通安全教室や通学路安全マップの作成等を通じて、交通安全意識の高揚を図るとともに、市民一体となった交通安全意識の向上に向けた取組を進めました。
- 全ての小学校児童に防犯ベルを支給したほか、防犯教室を開催するなど、防犯教育を実施しました。

- 新見市地域ぐるみ学校安全推進委員会を組織し、地域の団体や警察、行政等が行動連携し、通学路の見守りや防犯パトロール等の取組を行いました。
- 子どもの権利を守るために、新見市子ども条例を制定しました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育機関での交通安全教育の実施 ●安全マップの作成や「子ども 110 番の家」など、学校や地域の実情に合った子どもの安全・安心を守る活動の推進 ●警察や学校、地域が連携した交通安全・防犯の取組推進 ●地域や子どもに関する施設の防犯設備の充実及び防犯体制の徹底 ●警察と連携した、地域での自主的な防犯意識・防犯活動の促進 ●家庭における事故についての知識の普及促進 ●子どもの権利条約や新見市子ども条例の周知・啓発

基本目標6 子育て家庭へのきめ細かい支援ができる体制づくり

基本施策1 子育てに関する相談窓口・情報提供の充実

- (1) 相談体制の充実
- (2) 情報提供の充実

【これまでの主な取組内容】

- 市の各種窓口や子育て支援センター、子育て広場において子育てに関する相談に対応したほか、「にいみ子育てガイドブック」や「子育てだより（にいみっ子）」、新見市ホームページ等で子育てに関する相談場所や情報の提供を行いました。
- 就学前の子どもがいる家庭を対象として、子どもが病気のときの対応、事故予防等が分かる冊子「子育てホームドクター」を配布するなど、子育ての不安や負担感の軽減に努めました。
- 妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供、関連機関との調整を行うワンストップ相談窓口「子育て世代包括支援センター」を開設しました。
- 医師、看護師、保健師などの相談スタッフが、24時間年中無休体制で様々な相談に応じる「にいみ24時間安全安心相談ダイヤル」を開設しました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期からの切れ目のない支援を目指した情報提供の推進と、関係機関が連携した相談・支援体制の充実 ●広報紙や市のホームページなどを活用した子育て関連情報の発信 ●にいみ子育てカレッジ、子育て支援センターを通じた情報発信

基本施策2 ひとり親家庭や障がいのある児童への支援

(1) ひとり親家庭等の自立支援の推進

(2) 障がい児への支援

【これまでの主な取組内容】

- ひとり親家庭に対して各種支援制度の周知や就労支援を行い、経済的な自立に向けた取組や、母子・父子自立支援員による相談、家庭訪問等、相談体制の充実に努めました。
- 発達障がい児を含めた障がいのある子どもを持つ家庭について、保健師による相談機関の紹介、保育所等への臨床心理士の派遣や支援員の配置による支援を行いました。

今後の主な取組の方向性

- 各種手当や制度、施策についての情報提供及び周知
- ひとり親家庭に対する相談体制の充実及びハローワークと連携した就労の支援
- 支援が必要な子どもの早期発見・早期療育に向けた、関係機関が連携した切れ目のない継続的な支援
- 障がい児を持つ家庭を対象とした学習機会の提供や、保護者が交流できる場づくり
- 障がいの疑いがある子どもを適切な支援につなげる取組

基本施策3 児童虐待防止対策の推進

(1) 児童虐待防止対策への取組

【これまでの主な取組内容】

- 乳幼児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診などの結果を基に、支援が必要な親子に対し、保健師が養育上の問題を解決するために養育支援訪問事業を実施し、支援が必要な場合、専門相談の場や育児支援の教室等への勧奨を行いました。
- 要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関と連携しながら児童虐待の早期発見・早期対応に努めました。

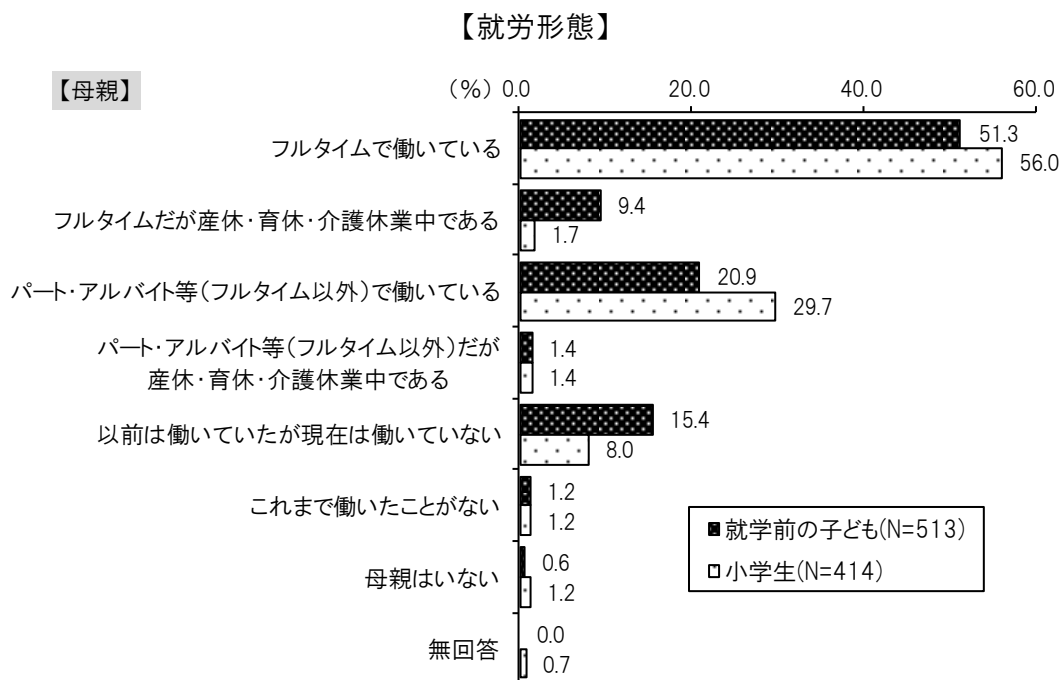
今後の主な取組の方向性

- 関係機関と連携した支援が必要な家庭に対する支援の充実
- 関係機関と連携した児童虐待防止や早期発見に向けた取組
- 広報・啓発活動による、児童虐待問題への社会的関心の喚起
- 要保護児童に長期的に関わることができる体制の強化

【2】 ニーズ調査から読み取れる課題

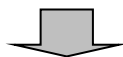
1 保護者の就労状況について

- 就学前の母親の約6割がフルタイムで、約2割がパート・アルバイト等フルタイム以外で就労しており、合わせて8割以上の母親が現在就労しています。また、子どもの成長に伴い就労する母親が増えています。



注：図中に示すNは、比率算出上の基数(標本数)です。全標本数を示す「全体」を「N」、「該当数」を「n」で表記しています。(以下同様。)

- 第1期計画策定時のニーズ調査結果と比較すると、現在働いていない母親が「1年以内に就労したい」と思う割合は、就学前で増加しています。
- 一方、現在、パート・アルバイト等で就労している就学前の子どもの母親の約4割がフルタイムへの転換を希望し、また、現在就労していない母親の大半が、今後、パート・アルバイト等を中心とした就労を希望しています。

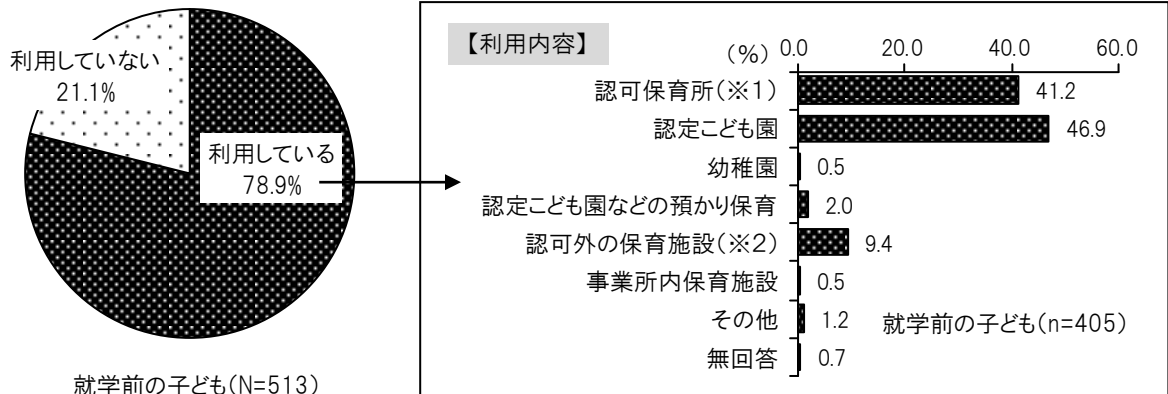


- 子どもの成長に伴い、就労する母親が増えていく傾向を見据え、今後の就労支援策の充実、そのための子育て支援策の充実が求められます。

2 子育て支援施設等の利用について

- 「認定こども園」や「認可保育所」の利用者がそれぞれ4割以上と多く、今後の利用希望でも「認定こども園」が約6割と高くなっています。また、施設を選ぶ際に重視する点としては、「自宅から距離が近いなどの地理的条件」が大半を占めています。

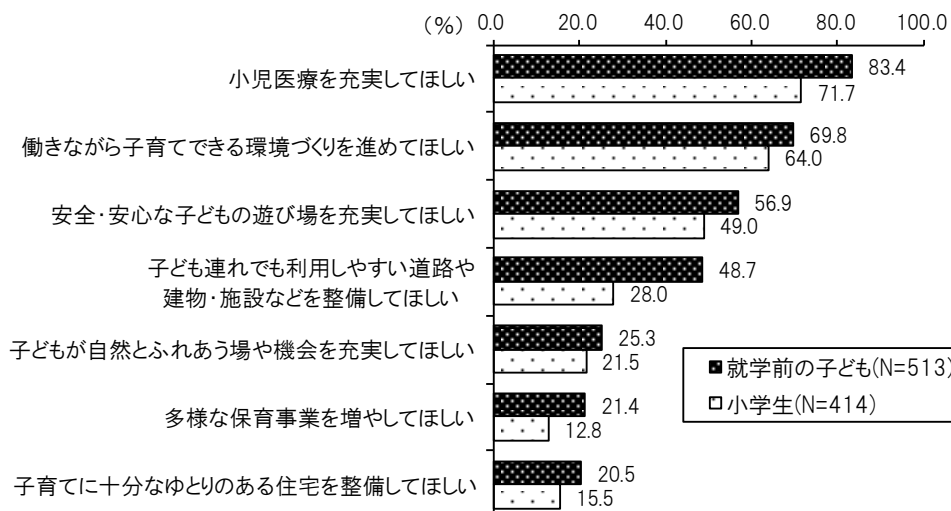
【子育て支援施設の利用状況】



※1: 認可保育所(新見市立の保育所)
 ※2: 認可外の保育施設(企業主導型保育施設を含む)

- 第1期計画策定時のニーズ調査結果と比較すると、施設整備の進捗を背景に「幼稚園」の利用ニーズが大きく減少し、「認定こども園」のニーズが増加しています。
- 認可保育所への入所希望者は、0～2歳児で高いニーズがみられます。
- 子育てしやすい社会のために必要と思う支援策としては、「小児医療の充実」「働きながら子育てできる環境づくり」などが求められています。

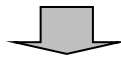
【子育てしやすい社会のために必要と思う支援策（上位項目抜粋）】



- 子どもが3歳未満の早い段階から、保護者が働きながら子育てできる環境づくりが求められています。そのため、小児医療の充実や教育や保育を提供するための人材の確保、技術・技能を含む質の向上も必要です。

3 多様な保育サポートについて

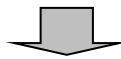
- 保育所等の土曜日の利用希望は半数以上、日祝は約2割が「利用したい」と回答しており、長期休業中は6割近くのニーズがみられます。
- 地域子育て支援拠点事業（「子育て広場」や「にこたん」）の現状の利用率は2割程度ですが、今後の利用希望は4割以上と、ニーズの高さがうかがえます。
- 家庭で子どもを養育している保護者の利用が中心の「一時預かり事業」の利用率は1割程度と低いものの、今後の利用希望は半数近くと高いニーズがうかがえます。
- 子どもが病気やけがのときに、保育所等を利用できなかった割合は6割となっており、仕事を休んで対処した保護者のうち、約3割が「病児・病後児のための保育施設等」を利用したいと思ったと回答しています。
- 小学生では、病気やけがのとき学校を休んだ割合は6割以上を占め、その対応として大半の母親が仕事を休んでいます。また、保護者が仕事を休むことについては、4割以上が「難しい」と回答しています。



-
- 保育所等の土曜日や休日に利用できる施設の拡充や、長期休業中の利用についての対応が求められます。
 - 多様な保育サービスについて、より分かりやすく事業の内容を周知するなど、利用促進に向けた取組が必要です。
 - 子どもが病気のときの保護者の対応について、職場の理解を深めていく取組や、病児保育事業について、広く情報提供をしていくことが必要です。
-

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の推進について

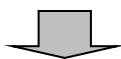
- 育児休業を取得したことがある就学前の母親は約半数みられますが、育児休業を取得せずに退職するケースや、勤務先に制度がないケースもみられます。
- 仕事と子育ての両立については、「子育てに関する職場や家族の理解・協力」が高い割合で求められています。



-
- 育児・介護も含め、家族が健康を維持しながら安心して暮らしていくため、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
 - 関係機関と連携した子育てしやすい就労環境づくり、育児休業や産休取得後のスムーズな職場復帰支援などの取組が引き続き必要です。
-

5 小学生の放課後の過ごし方について

- 放課後児童クラブ等を利用している小学生の割合は2割程度ですが、今後の利用希望は4割以上と一定のニーズがみられます。利用者の満足度はおおむね高くなっていますが、「施設や設備の改善」や「支援内容の充実」「盆や年末年始及び日曜日・祝日の開設」等が求められています。
- 第1期計画策定時のニーズ調査結果と比較すると、放課後児童クラブの利用及び利用ニーズは共に増加しています。
- 放課後児童クラブについては、平日だけではなく、長期休業中における利用希望も多くみられます。また、利用したい学年も「6年生まで」と、今後の需要の増加が見込まれます。
- 小学生について、子ども同士で過ごさせたい場所として、「放課後に集まって自主活動などができる場」や「土日に集まって自主活動などができる場」のニーズが高くなっています。

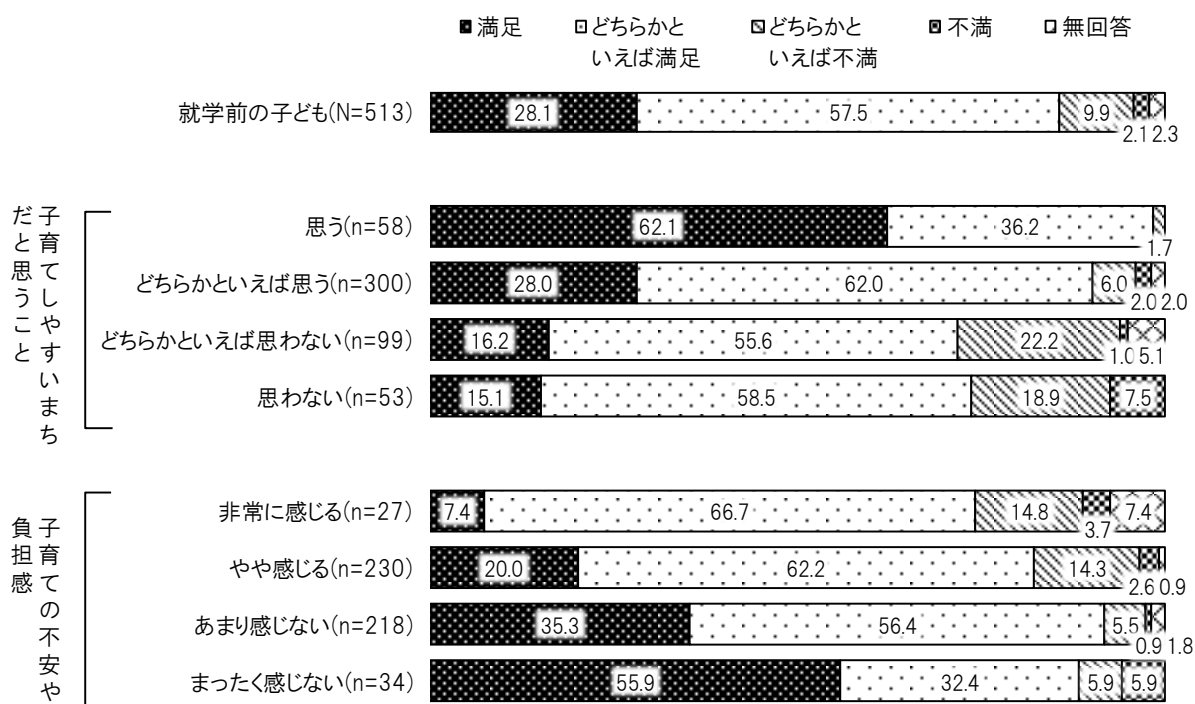


-
- 放課後児童クラブについて、今後の需要の増加が見込まれます。利用を希望する子どもの受入れ先の整備をはじめ、指導員の確保が課題となります。
 - 子ども達が安心・安全に過ごすことができる場の提供や、ふるさとを愛する心を育み、様々な分野の学びのある環境が求められており、放課後子ども教室等の充実が必要です。
-

6 妊娠中・出産時からの支援について

- 妊娠中・出産時の情報提供や相談体制については、8割以上が満足したと回答していますが、不満も1割程度みられます。本市が「子育てしやすいまちである」と回答した人ほど「満足」への回答が多く、逆に、「子育てしやすいと思わない」と回答した人ほど「不満」への回答が多くなっています。また、子育ての不安や負担を感じる人ほど、「不満」の割合が高くなっています。妊娠中・出産時の情報提供や相談体制が「子育てのしやすさ」や「子育ての不安や負担感」への評価につながっている可能性がうかがえます。

【妊娠・出産時の情報提供等に対する満足度】

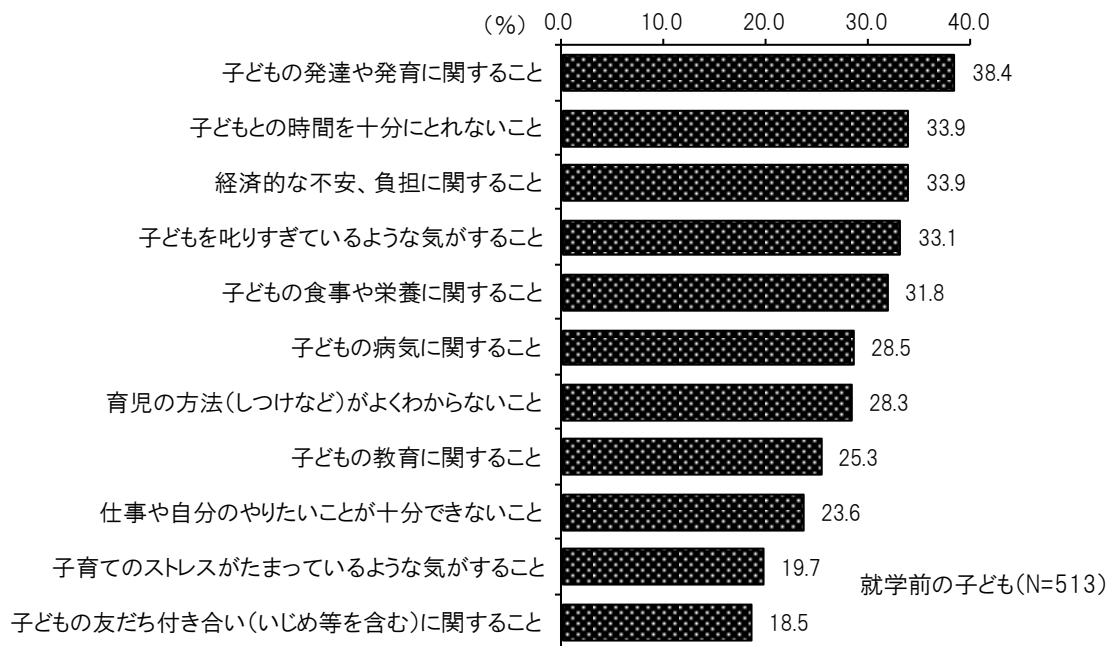


- 妊娠中や出産時の情報提供の充実をはじめ、保健・育児に関する様々な相談を担う「子育て世代包括支援センター」を広く周知し、妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない支援への取組が必要です。
- 家庭と保育所や認定こども園、保健福祉・医療機関など、関係機関との連携を深め、多様な相談への対応の充実が求められます。

7 様々な相談支援の充実について

- 子育てに関する不安や負担は、就学前の子ども、小学生の保護者共に約半数が感じています。また、子育てに関する悩みは、就学前の子どもでは、子どもの発育や子どもと一緒に過ごす時間、経済的な不安、叱りすぎ、食事や栄養など、小学生の保護者では、教育費、しつけや教育など、それぞれ多岐にわたっています。子育てに関する相談先は、主に家族や親族、友人など身近な人が中心となっています。

【就学前における子育てに関する悩み（上位項目抜粋）】

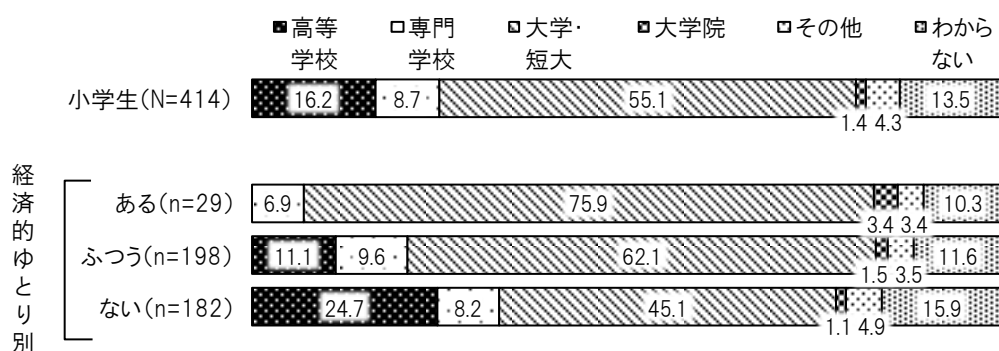


- 子育て中の保護者が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、地域から孤立するようなことがないよう、子育て世代包括支援センターやにいみ子育てカレッジ、子育て支援センターの相談機能の充実や子育て支援のネットワークづくりなど、支援体制の拡充を図る必要があります。

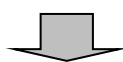
8 配慮が必要な家庭や子どもへの支援について

- 子どもへの暴力的言動等については、就学前、小学生の保護者共に半数以上が「必要以上に大声で怒鳴ったことがある」と回答しており、「たたいたり蹴ったりした」も2割近くみられます。一方で、児童虐待の相談先や連絡先の認知は2割程度と、現状では高くない状況です。
- 就学前の子ども、小学生の保護者共に、約4割が経済的なゆとりがないと回答しています。小学生の保護者が理想とする子どもの進学先として、ゆとりがあると回答した保護者では「大学・短大」が最も多くなっていますが、ゆとりがないと回答した保護者では「高等学校」が最も多くなっています。また、必要な支援として、小学生の保護者の半数以上が「子どもの就学に係る費用が軽減されること」と回答しています。

【理想とする子どもの進学先】



- 小学生の保護者に対して、子どものために用意できる見込みがないものについて尋ねたところ、経済的なゆとりがないと回答した人は、ゆとりがあると回答した人に比べ、大学等への進学や塾・習い事、勉強机やお小遣いなどを用意できる見込みがないと回答する割合が高くなっています。

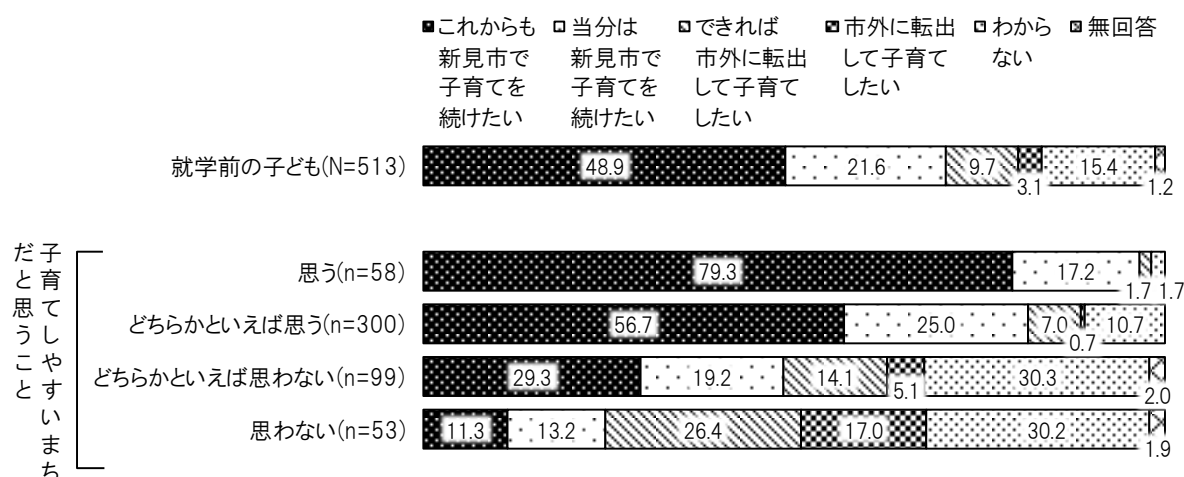


-
- 児童虐待をはじめ、ひとり親家庭や障がい児への支援など、配慮を必要とする家庭や子どもの問題は、多様化・複雑化しています。援助を必要とする子育て家庭への支援や、より専門的な支援を行うための人材の確保や育成など、継続的な支援に向けた取組や体制づくりが必要です。
 - 保護者の経済的な理由等により、子どもが困難な生活環境に陥ることを防ぐ必要があります。地域福祉の視点に立ち、地域における子どもの見守り活動の充実と、それに伴う気づきから支援につなぐ取組を進める必要があります。
-

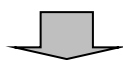
9 地域における子育て支援について

- 就学前の子どもの保護者は、「困ったときに助け合う人がいる」割合が小学生の保護者よりも低くなっていますが、就学前の子ども、小学生保護者共に、約7割が「子育てがしやすいまち」と感じており、大半の保護者が新見市で子育てを続けたいと回答しています。
- 新見市が「子育てしやすいまちである」と回答した人ほど、「新見市で子育てを続けたい」への回答が多く、逆に、「子育てしやすいと思わない」と回答した人ほど「転出して子育てしたい」への回答が多くなっています。

【新見市で子育てを続けること】



- 子育てしやすい社会のために必要と思う支援策は、「小児医療の充実」「働きながら子育てできる環境づくり」「安心・安全な遊び場」「道路や建物・施設等の整備」などが多くなっています。



- 「子育てしやすいまち」を視点とした、まちづくりの推進が求められます。
- 安全な遊び場や防犯、交通安全対策など、子どもの安心・安全の確保が求められています。子育て家庭が暮らしやすい生活環境の整備が引き続き重要です。

第4章 教育・保育の量の見込みと確保の内容

【1】教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、保育所・幼稚園・認定こども園の配置状況や子どもの人数を勘案し、第1期計画に引き続き、市全域を1区域として教育・保育の提供区域を設定します。

【2】量の見込みの算出について

平成27年度から、「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援新制度が開始されました。「子ども・子育て支援法」では、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、制度や財源を一元化して幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的な拡充、家庭における養育支援の総合的な推進を目指しています。この目的の達成に向けて着実に計画を推進するため、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量と、その確保方策について定めることとしています。

見込量の算出に当たっては、国の手引きに基づく「ニーズ調査結果から算出（推計）する方法」と、平成27年度以降の「各事業実績から算出（推計）する方法」があり、本市では、各事業の特性に応じていずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を定めます。

○参考

【対象となる施設・事業】

特定教育・保育施設	
幼稚園	小学校以降の学習や生活の基礎を作るため、幼稚園で子どもを預かり、就学前の教育を提供します。また、降園時間以降、保育が必要な場合に、子どもを預かる預かり保育事業を実施しています。 全ての子どもの利用料が無料となります。
認可保育所	保護者の就労等により保育が必要な場合に、認可を受けた保育所で子どもを預かり、乳幼児期からの生きる力を養うための養護と教育が一体となった保育を提供します。 0～2歳児は住民税非課税世帯の子ども、3歳児以上は全ての子ども利用料が無料となります。
認定こども園	保護者の就労状況にかかわらず、幼稚園と保育所が一体となった施設で子どもを預かり、教育・保育を提供する施設です。 0～2歳児は住民税非課税世帯の子ども、3歳児以上は全ての子ども利用料が無料となります。
地域型保育事業	
地域型保育事業	市の認可を受けて、少人数の単位で、0～2歳児の子どもを預かる事業です。地域の様々な状況に合わせて、保育の場を確保します。小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの事業があります。

【教育・保育の認定（保育の必要性の認定）】

子どものための教育・保育給付認定
<p>子ども・子育て支援新制度に基づく特定教育・保育施設や地域型保育事業を利用する場合は、以下の区分に沿った「教育・保育の認定」を受ける必要があります。</p> <p>【1号認定（教育認定）】保育を利用しない3～5歳児（幼稚園、認定こども園）</p> <p>【2号認定（保育認定）】保育を必要とする3～5歳児（認可保育所、認定こども園）</p> <p>【3号認定（保育認定）】保育を必要とする0～2歳児（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）</p> <p>注：保育認定には、保育標準時間と保育短時間の区分があります。</p>

【3】教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

単位(人)

		令和2年度				令和3年度			
		1号		3号		1号		3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳		
量の見込み	必要利用定員総数	74	402	31	190	65	358	29	198
確保方策 (定員数)	特定教育・保育施設	210	514	40	216	210	514	40	216
	地域型保育事業	0	0	7	17	0	0	7	17
	計	210	514	47	233	210	514	47	233

		令和4年度				令和5年度			
		1号		3号		1号		3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳		
量の見込み	必要利用定員総数	65	352	28	179	63	334	27	171
確保方策 (定員数)	特定教育・保育施設	155	499	45	211	155	499	45	211
	地域型保育事業	0	0	7	17	0	0	7	17
	計	155	499	52	228	155	499	52	228

		令和6年度			
		1号		3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	
量の見込み	必要利用定員総数	64	339	25	166
確保方策 (定員数)	特定教育・保育施設	155	499	45	211
	地域型保育事業	0	0	7	17
	計	155	499	52	228

提供体制
確保方策
の考え方

- 幼児期の特定教育・保育施設としては、幼稚園と保育所、認定こども園において、量の見込みに応じた定員数を確保できるよう、受入体制の充実や施設整備等に取り組みます。
- 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、3号認定の受け皿を確保します。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「地域子ども・子育て支援事業による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な事業を計画的に提供していきます。

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特 定型 (子育て支援 センター)	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1
母子保健型 (子育て世代 包括支援セ ンター)	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	●多様化する子育て支援サービスの情報提供及び必要に応じた相談・助言が適切に行えるよう、職員のスキルアップを図ります。
----------------------	--

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て広場）

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行う事業です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ人(月間)		545	552	509	490	470
確保方策	か所		5	5	5	5	5

提供体制 確保方策 の考え方	●地域の身近な場所で交流が深まるよう、市内5か所の「子育て広場」での支援を継続します。
----------------------	---

(3) 妊婦健康診査事業

定期的に医療機関において乳児の成育具合や妊婦の健康状態を確認し、母子共に健康で安心した出産ができるよう支援する事業です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対象人数	人	147	142	138	134	130
	受診人数※	延べ人	1,764	1,704	1,656	1,608	1,560
確保方策	実施場所	-	医療機関等				
	検査項目	-	妊婦一般健康診査、超音波検査、血液検査等				
	実施時期	-	通年				

※受診人数(延べ人)は、受診回数(延べ回数)の数値と同一である。

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関で妊娠周期に応じて妊婦健診を継続して実施します。 ●引き続き、すこやか妊婦相談で普及啓発に努めます。
----------------------	--

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

主に生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、乳児の発育状況の確認、母親の健康相談、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		人	145	141	136	133	129

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、乳児家庭への訪問を保健師が早期に行い、安心して子育てできるよう支援します。
----------------------	---

(5) 養育支援訪問事業

育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、保健師やヘルパーが訪問し、保護者の支援を行う事業です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		家庭	29	29	29	29	29

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、関係機関と連携しながら継続的に支援します。
----------------------	---

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ人	62	74	90	107	129
確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制
確保方策
の考え方

- 「にいみ子育てカレッジ」を中心に、ニーズに応じてきめ細かく利便性の高い事業を展開します。

(7) 一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。

預かり保育は、幼稚園及び認定こども園（教育認定）の在園児について、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

一時保育は、保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない子どもについて保育を行う事業です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
預かり保育	量の見込み	延べ人	510	442	442	428	435
		1号認定	510	442	442	428	435
	確保方策	延べ人	510	442	442	428	435
		か所	8	8	8	8	8
一時保育	量の見込み	延べ人	864	848	792	760	728
	確保方策	延べ人	864	848	792	760	728
		か所	12	12	12	12	12

提供体制
確保方策
の考え方

- 引き続き、利用希望に応じて対応します。

(8) 時間外保育事業（延長保育：保育所、認定こども園）

保育所及び認定こども園（保育認定）の在園児について、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	124	117	111	106	106
確保方策	人	124	117	111	106	106
	か所	12	12	12	12	12

提供体制 確保方策 の考え方	●引き続き、利用希望に応じて対応します。
----------------------	----------------------

(9) 病児保育事業

児童が病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ人	153	145	138	132	130
確保方策	延べ人	153	145	138	132	130
	か所	3	3	3	3	3

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の周知や情報提供に努め、利用希望に応じて対応します。 ●ニーズに対応した受入体制の充実に努めます。
----------------------	---

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	267	258	258	247	229
低学年	人	180	174	175	166	153
高学年	人	87	84	83	81	76
確保方策	人	267	258	258	247	229

【放課後児童クラブ数】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	13	13	14	14	14

【放課後子ども教室との一体的な実施】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	5	8	10	12	14

注：公民館単位による実施。

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●新規クラブの開設の動きや利用希望に応じて対応します。 ●放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施に取り組みます。
----------------------	--

第5章 計画の考え方

【1】基本理念

本市の最上位計画である「第3次新見市総合計画」では、「健康・福祉」分野の「児童福祉」において、ゆとりのある子育てができ、子どもが健やかに育つまちを目指すこととしています。

さらに「協働によるまちづくり」を施策の重点に位置付け、「新見市版地域共生社会構築計画」を策定し、人口減少や少子高齢化、社会情勢の変化に起因する様々な課題を乗り越え、人と地域が元気なまちを創るため、社会全体で市民生活や地域社会を支える地域共生社会実現に向けた取組を進めています。

また、子どもの育ちをまちぐるみで支援し、全ての子どもが心豊かで健やかに育つ社会の実現を目指し「新見市子ども条例」を制定しました。

本計画の第1期計画においては、「家庭を源に、地域全体で子どもを育てる都市」を基本理念に掲げ、就学前の教育及び保育の提供体制の整備をはじめ、安心して妊娠、出産、育児ができる環境づくり、仕事と子育ての両立支援などを推進してきました。

一方で、第1期計画の検証結果や、この度のニーズ調査では、本計画に対する継続的な課題や新たな課題がみえてきました。このような多様な課題に対応し、安心して子育てができる環境づくりを引き続き推進するため、本計画においてはこの基本理念を継続し、さらなる子育て支援の充実を図ります。

■ 基本理念 ■

家庭を源に、地域全体で子どもを育てるまち

【2】基本目標

第1期計画においては、「子育て家庭を支援する教育・保育の提供体制づくり」をはじめとする6つの基本目標掲げ、総合的、計画的な子育て支援施策の推進に取り組んできました。

本計画では、第1期計画期間における社会情勢や国の動き、さらに本市の現状分析や市民ニーズから読み取れる課題等を踏まえ、改めて次の6つの基本目標を定め、子育て支援施策の取組を推進します。

基本目標 1 子育て家庭を支える基盤づくり

本市では、子どもの成長に伴い就労する母親が増える傾向にあります。また、子どもが3歳未満の早い段階から、保護者が働きながら子育てできる環境づくりが求められていることから、総合的かつ計画的な子育て支援基盤の整備に加え、教育や保育を提供するための人材の確保及び質の向上を図ります。

基本目標 2 仕事と子育てを両立できる社会づくり

本市では、男女共同参画の考え方にに基づき、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活との調和）の推進に取り組んできました。今後も引き続き、関係機関と連携した子育てしやすい就労環境づくりや、育児休業や産休取得後のスムーズな職場復帰支援などの取組を推進します。

基本目標 3 健やかな成長を支える環境づくり

妊娠や出産時の情報提供の充実をはじめ、「子育て世代包括支援センター」を広く周知し、保健・育児に関する様々な相談支援を充実するなど、妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない支援を推進するとともに、親子の健康づくりを支援します。

基本目標 4 生きる力を育む学びの場づくり

子どもが自ら考え行動し、健全で豊かな人間性を育成する環境づくりを推進するとともに、学ぶ力を伸ばす幼児期からの教育を推進します。

基本目標 5 安心して生活できる支援の充実

児童虐待の防止やひとり親家庭への支援、障がいのある子どもへの支援など、配慮が必要な家庭や子どもへの支援を充実するとともに、子どもの貧困対策を視野に入れた取組を検討します。

基本目標 6 地域で子育てを支え合う環境づくり

安全な遊び場や防犯、交通安全対策など、子どもの安心・安全の確保に努めるとともに、「子育てしやすいまち」を視点とした生活環境の整備など、地域で子育てを支え合う環境づくりを推進します。

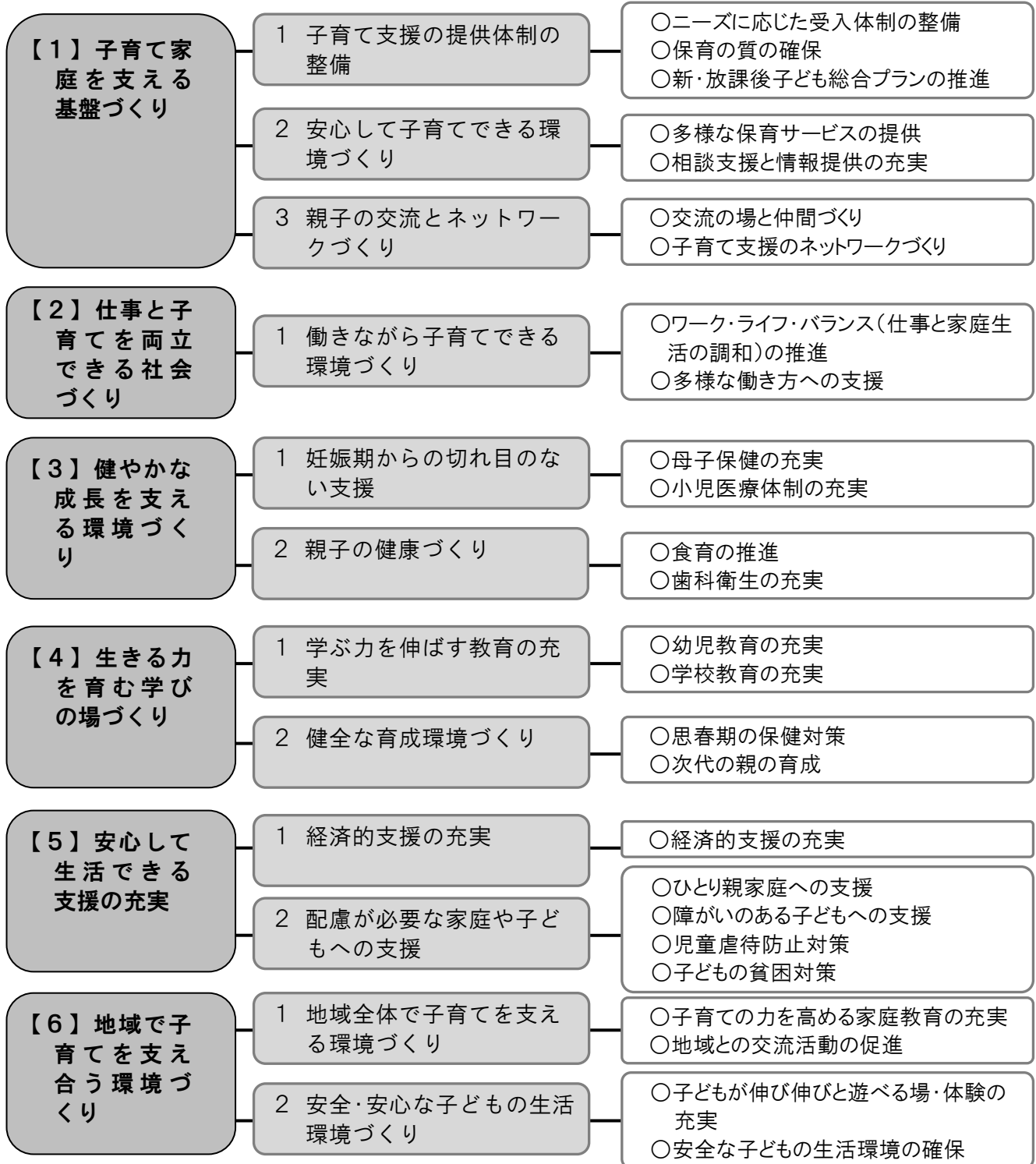
【3】 施策の体系

基本理念	家庭を源に、地域全体で子どもを育てるまち
-------------	-----------------------------

【基本目標】

【基本施策】

【今後の取組】



第6章 施策の展開

【基本目標1】子育て家庭を支える基盤づくり

基本施策1	子育て支援の提供体制の整備
-------	---------------

保護者の就労意向の高まりや、入所希望の低年齢化等を踏まえ、地域のニーズに応じた受入体制を整備するとともに、多様な保育サービスの展開を目指します。また、親子の交流の場とネットワークづくりを促進し、安心して子育てできる環境の整備を推進します。

(1) ニーズに応じた受入体制の整備

○保育所等の環境整備

保育所等の環境整備については、入所児童数の推移だけではなく、地域の実情や要望を踏まえながら検討を行い、クラス編成の工夫による居住地での保育利用など、ニーズに応じた受入体制が確保できるよう整備に努めます。

○延長保育

全ての保育所、認定こども園で延長保育を実施します。

○休日保育

保育所における休日保育を実施します。また、地域のニーズに応じて実施場所の充実を検討します。

○預かり保育

全ての幼稚園、認定こども園で預かり保育を実施します。

○0歳児（6か月）保育

保育所及び認定こども園における0歳児（6か月）保育を実施するとともに、地域のニーズや実情を踏まえ、受入体制の充実を図ります。

(2) 保育の質の確保

○保育教諭の資質の向上

0歳児から就学まで一貫した保育・教育を展開するための新見市保育・教育カリキュラムを作成し、それを基に保育することを通して、保育教諭の資質の向上を図ります。また、全ての就学前の乳幼児の人権を尊重し、乳幼児期の発達の学びを保証していくことに努めます。

保育教諭が実践的な指導力を身に付けるために実技実習や教育・保育要領等に関する市独自の研修体制を整備し、研修内容の充実を図り資質の向上に努めます。

○専門的な人材や地域の多様な人材の活用

保育実践に関する専門的な人材や、地域の実情に応じて地域の多様な人材を活用し、保育内容の充実に努めます。

(3) 新・放課後子ども総合プランの推進

○放課後児童クラブの充実

全ての児童が、地域住民の指導や見守り等を通じて、安全に伸び伸びと過ごせるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を推進します。

○新・放課後子ども総合プランの実施

ふるさと学習をはじめとする様々な学習活動、体験活動を推進するとともに、安定した運営ができるよう、支援員の確保や新規クラブ立ち上げの支援に努めます。

基本施策 2	安心して子育てできる環境づくり
---------------	------------------------

就学前の子ども、小学生の保護者の多くが、子育てに関して不安や負担を感じています。子育ての負担感などの緩和を図り、安心して子育てができる環境づくりに向けて、多様な保育サービスを提供します。また、子育てについて様々な相談ができ、必要な情報を得ることができる環境を整備します。

(1) 多様な保育サービスの提供

○一時保育

全ての保育所、認定こども園で一時保育を実施し、保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等を支援します。

○病児・病後児保育

制度の周知を図るとともに、病児・病後児保育を実施し子育てと就労の両立を支援します。

○ファミリー・サポート・センター

利用者のニーズに応えられるよう、保育サポーターの確保に努めるとともに、提供会員と依頼会員の交流会を開催し会員同士の交流を深めます。また、制度の周知により利用促進を図ります。

(2) 相談支援と情報提供の充実

○気軽に相談できる体制の整備

子育て世代包括支援センター、にいみ子育てカレッジ、子育て支援センター、家庭児童相談室、保育所、幼稚園、認定こども園、子育て広場及び支局等で行っている相談業務について、「にいみ子育てガイドブック」やホームページ等による周知を徹底するとともに、より相談しやすい環境を整備します。

今後も、妊娠期からの切れ目ない支援を目指し、庁内関係各課と連携を図り、妊娠届出時や出生届出時に、必要な情報の提供に努めます。

○子育て家庭への情報提供の充実

「にいみ子育てガイドブック」を作成し、市の窓口や子育て広場等で配布するほか、妊娠届や健診の際にガイドブックを用いた情報発信を行います。

基本施策 3

親子の交流とネットワークづくり

子育てを地域社会全体で支えていくためには、地域の関係機関や地域住民との連携が必要です。保護者同士や子育て支援サークルのネットワーク、行政や関係機関とのあらゆるネットワークを有機的につなげることで、地域全体の子育て力の向上を図ります。

(1) 交流の場と仲間づくり

○市報、ホームページ等による情報提供の充実

市報や市のホームページ、ケーブルテレビやSNS等で子育てに関する情報提供を行います。また、にいみ子育てカレッジ「にこたん」が開設している Facebook ページを活用し、子育て広場等の情報発信を行います。

○子育て広場の充実と交流のきっかけづくり

子育て親子が気軽に集い交流し、子育ての不安の緩和や子どもの健全な育成を図る場として、子育て広場の充実と利用の促進に努めます。また、様々な機会を活用した広報活動や、広場間や関係機関との連携を強化した事業の周知、情報提供に努めます。

○大学との連携

大学と地域、行政が協働で運営している「にいみ子育てカレッジ」が子育て支援の中核となるよう、子育て情報の集約、発信や地域活動、関係機関との連携、協力を支援します。また、大学が持つ専門性を生かし、幼児教育・保育の実践に取り組みます。さらに、大学の教員や学生が市内全域をキャンパスとして調査、研究を行うことができ、その成果がまちづくりに生かされ、市民に還元される体制づくりを進めます。

○幼児クラブ等の活動の活性化

保護者同士の交流の場として、幼児クラブ等の活動の活性化を図ります。また、乳児訪問や乳幼児健診の際に、クラブ活動等の周知を行い、参加を促します。

○園庭開放の充実

保育所や認定こども園における園庭開放を実施します。実施に当たっては、利用状況や保護者のニーズに応じて、実施回数等を検討するとともに、季節の行事などを取り入れた工作や遊び、育児相談など、事業の充実に努めます。

(2) 子育て支援のネットワークづくり

○にいみ子育てカレッジの充実とネットワーク体制の整備

大学内に設置されている利点を生かし、にいみ子育てカレッジや子育てカレッジが実施している各事業と連携し、きめ細かな子育て支援に取り組みます。また、関係機関との連携体制を強化し、地域が一体となって子育てに関する様々な問題に取り組む環境づくりを推進します。

【基本目標2】仕事と子育てを両立できる社会づくり

基本施策1

働きながら子育てできる環境づくり

子育て家庭の多様な働き方や、父親の子育てへの参画促進などについて、家庭や地域、企業等への理解と協力を呼び掛け、男女共同参画意識の啓発を推進します。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を目指し、様々な取組を推進します。

（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の推進

○育児休業等、関係法制度の周知・利用促進

男女雇用機会均等法月間等において、育児休業等の制度を周知し企業や事業者の理解や関係者の意識改革を促進します。また、女性の社会進出を支援することを目的に、育児休業の取得を支援します。

○男女共同参画の形成に向けた広報・啓発活動の推進

「男女共同参画プラザ」を活用し、学習機会や交流の場、活動場所を提供します。また、男女共同参画に関する講座の開催や、男女共同参画情報紙「りぼん」の発行など、男女共同参画社会実現のための周知、啓発を推進します。

○祖父母・父親の子育て参加のための支援

祖父母・父親の育児参加に対する意識向上を図るため、にいみ子育てカレッジの交流ひろば「にこたん」を活用した取組を進めます。

（2）多様な働き方への支援

○多様な働き方の実現

在宅就労やフレックスタイム制など、ワーク・ライフ・バランスの観点から、男女が共に子育てをしながら働くことのできる就労形態の導入について、企業等に対して広報活動を通じた啓発に努めます。

○女性の再就職などの支援

結婚や妊娠、出産など、ライフステージの転機が働く女性の社会参加の妨げにならないよう、職場復帰や再就職について企業等への広報、啓発活動を関係機関と協力して推進します。

○不安定就労の若者への啓発・支援

県、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、若者に対する安定した就労及び早期離職の防止に向けた啓発活動に努めます。

【基本目標3】健やかな成長を支える環境づくり

基本施策1

妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠期の不安を軽減し、妊娠期の異常の早期発見、早期治療を図り、妊娠から産後にかけて切れ目のない支援の体制を整え、母子共に健康で安心して出産できるよう支援します。関係機関等との連携を図りながら、小児医療体制のあり方を検討し、その充実に努めます。

(1) 母子保健の充実

○母子保健情報提供の充実

出生届出時、各種母子保健事業開催時など様々な機会を活用し、リーフレット「子育てだより（にいみっ子）」等を配布するとともに、主任児童委員、愛育委員と連携して戸別訪問を行うなど、育児に関する情報の提供や交流できる場などを紹介します。

○妊娠相談の充実

すこやか妊婦相談を通じて、妊娠・出産期に関する各種制度の案内を行うとともに、ハイリスク妊婦や希望者への訪問等により、きめ細かな支援に努めます。

○健康診査事業の推進

乳幼児の発育、発達の確認をするとともに、未受診児に対しては、電話や訪問等により適切な時期の受診勧奨を行い、受診率の向上を目指します。

○予防接種の推進

各種感染症予防に向けた予防接種を推進するとともに、予防接種スケジュール表を乳児訪問等で配布し、周知します。未接種者に対しては、健診時の呼び掛けや電話、文書等による勧奨を行い、接種率の向上に努めます。

○乳児訪問及びフォロー体制の充実

全ての出生児を対象にした乳児訪問を実施します。また、健診等でフォローが必要と判断された子どもに対しては、専門医による診察や発達相談、保護者が子どもへの対応方法などを学ぶ教室などを紹介し、関係機関と連携しながらフォローの継続に努めます。

○不妊・不育治療に対する支援

岡山県不妊専門相談センターの周知を図るとともに、不妊・不育治療に対する治療費を助成します。また、不妊・不育治療の助成制度について、婚姻届出の際にチラシでの周知を図ります。

(2) 小児医療体制の充実

○医療体制の整備

市内で安心して出産、子育てができる環境を維持し、関係機関等との連携を密にし、小児医療体制の充実に努めます。

○相談体制の整備

医師、看護師、保健師などの相談スタッフが、24時間年中無休体制で様々な相談に応じる「にいみ24時間安全安心相談ダイヤル」を継続し、相談体制の充実に努めます。

○家庭看護力の向上

小児科医等による講話や、乳児訪問や乳幼児健診時に事故防止や家庭でできる応急手当等について説明することなどにより、各家庭の看護力の向上に努めます。

○子育て支援医療費助成制度の実施

児童生徒が安心して医療機関を受診できるよう、子育て支援医療費助成制度の運用により、負担の軽減を図ります。

基本施策2	親子の健康づくり
--------------	-----------------

親子の健康づくりに向けて、地域や学校、行政がそれぞれの役割を明確にしながら連携して食育を推進するとともに、歯科衛生の充実に努めます。

(1) 食育の推進

○家庭、地域、行政が連携して食育を推進

健全な食生活と生活リズムの形成は、生涯を通じた健康づくりにつながることから、栄養バランスのとれた食事や「早寝・早起き・朝ごはん」の定着化を推進します。また、食卓を囲んだ団らんなどにより、食事のマナーや食への感謝の心を育み、心豊かな子どもの育成を目指し、家庭、地域、行政が連携して食育を推進します。

(2) 歯科衛生の充実

○妊婦に対する歯科保健指導の充実

妊娠中からの口腔衛生に関する意識を高め、生まれてくる子どものむし歯予防に取り組めるよう、すこやか妊婦相談や幼児健康診査時に妊婦歯科健診の普及啓発、受診勧奨に努めます。

○**歯科保健指導の充実**

乳幼児健康診査において、規則正しい生活習慣とむし歯予防について啓発するとともに、愛育委員や栄養委員活動等を通じた地域ぐるみのむし歯予防活動を推進します。また、歯科衛生士との連携を図りながら乳幼児健診での指導方針について随時検討を行い、保健指導の内容の充実に努めます。

○**歯科保健推進体制の充実**

歯科医師会や保健所等と協議し、歯科保健推進体制の充実に努めます。

【基本目標 4】生きる力を育む学びの場づくり

基本施策 1

学ぶ力を伸ばす教育の充実

子ども一人一人が持つ個性を十分に発揮できるよう、きめ細かな教育の推進と基礎学力の向上を図ります。また、関係機関や地域と連携し、伸び伸びと心豊かに生活できるよう、地域に開かれた教育環境づくりを支援します。

(1) 幼児教育の充実

○幼児期における外国語体験活動の実施

全ての保育所、幼稚園、認定こども園にALT（外国語指導助手）等を定期的に派遣し、様々な活動や遊びの中で外国語や外国の文化に触れ、慣れ親しむ機会をつくります。

○一体的な教育・保育の推進と連携体制の強化

地域の実情に合った保・幼・認・小が一体となった教育・保育を推進します。また、にのみ子育てカレッジの専門研修への参加、岡山県総合教育センターにおける研修などにより、保育教諭の資質の向上に努めるとともに、就学前から就学後までを見据えた連携の強化を図ります。

○読書活動推進による家庭教育への支援

乳幼児に絵本を贈る「ブックスタート事業」により、本との出会いを通じて親子のふれあいを深めるとともに、様々な場での読み聞かせ活動を推進し、読書活動推進による家庭教育を支援します。また、ブックスタート事業のフォローアップとして、小学校に入学する児童に本を贈る「セカンドブック事業」により、本との出会いや読書の楽しみを深めることを推進します。

○幼児期の木育の推進

幼児に対して、木のおもちゃを贈るウッドスタート誕生祝い品事業等を実施し、幼い頃から木の温もりを感じながら、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことを推進します。

(2) 学校教育の充実

○きめ細かな指導の充実

落ち着きのある学習環境の中で、一人一人の児童生徒の理解や習熟の程度に応じた学習を行うことにより、つまづきを克服したり課題にじっくり取り組んだりするなど、きめ細かな指導を実践します。さらに、電子黒板（IWB）やデジタル教科書等のICT環境を整備し、効果的な活用について研修を行う機会を設け、学力の向上、学習内容の定着、プログラミング教育の推進を図ります。

○学校・家庭・地域の連携の充実

小・中学校に導入したコミュニティ・スクールを充実し、学校、家庭、地域の連携を図ります。また、学校運営協議会委員を対象とした制度研修会を開催するなど、地域に根ざした学校づくりやコミュニティ・スクールのあり方について、広く地域に理解の促進を図ります。

○豊かな心の育成

子どもの豊かな心を育むため、図書司書等の学校派遣、移動図書館車の学校訪問を通して、本に親しむ環境を整え、子どもの読書活動を推進します。

基本的なモラルの育成を重視し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。

コミュニティ・スクール等を中心に、家庭や地域と連携して、様々な自然体験活動やボランティア活動等を積極的に行います。

○自ら考え、行動する力を養う機会の充実

学校の教育活動全体を通じて、子どもが自ら学び、考え、主体的に行動する力を養えるよう努めます。基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的な学習態度の育成に努めます。

○健やかな身体の育成

学校、家庭、地域と連携し、子どもが生涯を通じて、自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力の育成を図ります。また、体育の授業やスポーツ行事の充実を図り、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力の育成に努めます。

○いじめ・不登校等に対する相談体制の強化

児童生徒及び保護者等に対して、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談や支援体制の充実に努めます。

不登校等支援実務者会議及び研修会において、関係機関と連携し、支援対象者リストやアセスメントシートを活用し、未然防止に向けた取組を推進します。

いじめについては、学校いじめ問題対策基本方針と、対策に関する年間指導計画の見直しや道徳教育の充実を図るとともに、主任児童委員と協力して心の教育の推進を行います。

○非行防止活動の強化

非行を防ぐため、学校における生徒指導の充実を図り、学校、地域、警察等と連携し、非行防止活動を強化します。

○子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力を扱った雑誌、テレビゲーム等について、人権教育の視点から指導を行うとともに、道徳、保健体育の授業を通じて、命の大切さ、人権尊重意識の高揚を図ります。

メディアの使用については、SNSを使用する際の情報モラルやメディアの長時間使用の問題についての教育を小学校から実践します。また、新見市スマホサミットを開催し、OKAYAMAスマホサミットの取組と小・中学校、高等学校の各校の取組について情報共有を図り、新見市PTA連合会や青少年育成センターと連携し、スマホやインターネットについての問題解決に取り組みます。

思春期の心身の健康づくりを推進し、児童生徒が心豊かに成長するための保健対策を推進するとともに、指導や相談体制の充実を図ります。また、地域で活動する人材や団体との連携を強化し、福祉活動や体験活動等、多様な体験、ふれあいの機会を充実します。

（１）思春期の保健対策

○性に関する正しい知識の普及

保健体育や道徳の時間の年間指導計画により、発達段階に応じた性に関する正しい知識の普及に努め、その知識と心のバランスについて、さらに工夫しながら指導の充実を図ります。

○喫煙や薬物等の防止対策

中学校では薬物乱用、喫煙防止教室を、小学校では学級活動、保健指導を通じて未成年者の喫煙、飲酒、薬物の健康への影響について、正しい知識の普及啓発を図ります。また、保護者を含む大人も正しい知識を習得し、子どもに注意を促すことができるよう、講習会等による啓発活動を図るとともに、関係機関との情報共有や連携を図りながら、地域の実態に沿った指導に努めます。

○思春期の心の問題に対する相談体制の充実

全ての小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒へのカウンセリングを行います。緊急時には市の臨床心理士を派遣し、不登校の多い中学校には、別室指導専任の教職員を配置し、相談体制を充実します。また、新見市教育相談室、新見市適応指導教室「新生塾」の周知及び小・中学校との連携を図ります。備北保健所などの関係機関とも連携して、不登校やひきこもり対策等の充実に努めます。

（２）次代の親の育成

○子どもを産み育てることの意義に関する教育の充実

道徳や学級活動の時間を中心に、子どもを産み育てることの意義を理解する教育をはじめ、男女が協力して家庭を築くことの大切さについて教育、指導を行います。

○乳幼児とふれあう機会の充実

中学生が乳幼児やその保護者とふれあい、子育ての楽しさや大変さを学べるよう、愛育委員と連携して、思春期ふれあい体験事業を実施します。また、職場体験学習の内容の充実を図るとともに、夏のボランティアへの参加を積極的に促進します。

○出会いの場の創出

結婚相談事業、婚活イベント、スキルアップセミナーなどを実施し、出会いの場の創出を支援します。

【基本目標5】安心して生活できる支援の充実

基本施策1	経済的支援の充実
--------------	-----------------

子育ての支援のための各種手当や制度の周知に努め、利用促進と子育て家庭に対する経済的負担感の軽減を図ります。

(1) 経済的支援の充実

○各種手当や制度の充実と周知

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化や副食費の免除、ファミリー・サポート・センター事業の利用料助成等を実施するとともに、各種手当や制度について、広く情報提供を行います。

基本施策2	配慮が必要な家庭や子どもへの支援
--------------	-------------------------

ひとり親家庭への経済的支援等を行うとともに、家庭の状況に応じて、悩みや不安を相談できる体制の充実に努めます。

「新見市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、関係機関等との連携を十分に図りながら、障がい児への支援の充実を図ります。

様々な機会を通じて虐待を早期に発見し、発見した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関や地域との連携を強化します。

国の子どもの貧困対策や県の取組等と連携し、配慮が必要な家庭や子どもに対する支援の充実を図ります。

(1) ひとり親家庭への支援

○ひとり親家庭に対する経済的支援の推進

ひとり親家庭に対して、関係課と連携して各種手当や制度の周知を図るとともに、ハローワークと連携して就労支援を行い、経済的自立を促進します。

○相談体制の充実

母子・父子自立支援員による相談や家庭訪問を通じて、各種支援制度等についての情報提供を行い、ひとり親家庭に対する相談体制の充実を図ります。

(2) 障がいのある子どもへの支援

○障がい児保育

障がいの状況に応じた保育教諭の加配や臨床心理士の派遣など、障がい児保育の充実に努めるとともに、療育機関等との連携を強化し、子ども一人一人の特性に応じた適切な保育に努めます。

○障がい児の早期発見、早期療育の推進

専門機関と連携し、各種健診を通じた支援が必要な子どもの早期発見と、必要に応じて相談機関につなげるなど、早期療育支援体制の強化を図ります。また、臨床心理士との連携を強化し、保育所、幼稚園、認定こども園において、発達段階に応じた支援方針の検討をはじめ、巡回相談の実施など支援体制の充実に努めます。

○教育・保育環境の充実

就学前の特別支援教育の充実に努めるため、適切な支援についての研修会等を通じて、支援員の資質の向上を図るとともに、保育所、幼稚園、認定こども園と小学校が連携した継続的な支援に努めます。また、新見市特別支援教育推進センターを活用し、小・中学校の巡回指導及び就学相談体制を強化し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けるインクルーシブ教育を推進します。

○保護者への支援

保護者が子どもの困りごとや特性を理解し、その対応方法を学べるよう、要観察児教室やペアレントトレーニングなどへの参加を促します。また、関係機関と連携して、専門医等による発達相談や子どもの特性に応じた関わり方についての情報提供などを行います。

○関係機関との連携強化

障害者地域活動支援センター（ほほえみ広場にいみ）との連携を強化し、障がいの疑いのある子どもを含めた障がい児全体に支援が行き届くよう情報提供を行います。また、新見市障害者自立支援協議会児童支援部会と連携し、研修会等を通じて障がい児やその家族の交流の促進に努めます。

○地域生活の支援の充実

乳幼児健康診査や保健師等による相談、訪問指導、個別支援と集団支援を通じて、乳幼児期の障がいの早期発見と早期ケアに努めます。また、障害児通所給付、地域生活支援事業の充実に努め、各種施策を周知し地域での生活支援に努めます。

(3) 児童虐待防止対策

○児童虐待防止への意識の向上

要保護児童対策地域協議会が中心となり、児童虐待防止推進月間を中心に、広報・啓発活動により児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図ります。また、支援者を対象に研修会を開催し、支援者の資質の向上に努めます。

○子育て家庭の孤立の防止

子育て世代包括支援センターの機能を生かし、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組みます。乳幼児健康診査では、虐待防止の視点を取り入れた相談支援を実施します。また、支援の必要な家庭に対するケース会議を開催するとともに、民生委員、主任児童委員、家庭児童相談員、保健師が連携して家庭訪問等を行い、相談しやすい体制づくりに努めます。

○養育支援訪問事業の充実

養育支援が必要な家庭に対して、関係機関と連携しながら、家庭において安定した養育が可能となるよう、保健師等が家庭を訪問し育児支援を行います。また、関係者でケース検討会を実施するなど、虐待防止に向けた関係機関との連携を強化します。

○虐待防止ネットワークの強化

子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会、児童相談所、教育委員会、警察署、保健所などの関係機関と連携して、児童虐待の防止や早期発見に努めます。また、子ども家庭総合支援拠点の設置を進めます。

○要保護児童等へのフォロー

要保護児童等の支援のため、児童相談所、家庭児童相談室、教育委員会、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、保健師、主任児童委員等が連携し、支援や見守りなど長期的な支援体制の強化を図ります。

(4) 子どもの貧困対策

○地域で気付き、つなぐ支援の促進

経済的に困難な状態にある家庭やその子どもに気付き、早期の対応を図るため、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、保健師、主任児童委員等関係機関が連携し、支援を必要とする子どもや家庭に対して適切な支援が行き届くよう努めます。

○教育・保育の機会均等の確保

家庭環境や経済状況に左右されず、子ども一人一人がその個性と能力を十分に発揮できるよう、乳幼児期の教育・保育の確保をはじめ、学習環境の支援や教育の機会均等を確保します。

○暮らしへの支援

経済的に困難な状況にある家庭やその子どもに対する相談支援の充実を図り、全ての子どもが健やかに成長できるよう支援を行います。また、保護者の安定的な就労への支援を行います。

【基本目標6】地域で子育てを支え合う環境づくり

基本施策1

地域全体で子育てを支える環境づくり

地域で活動する各種団体への活動支援を行い、地域全体で子育てを支える環境づくりを推進するとともに、子どもや親子が気軽に体験活動などに参加できる環境づくりを推進します。

(1) 子育ての力を高める家庭教育の充実

○地域活動との連携

にいみ子育てカレッジ運営協議会、主任児童委員連絡部会、新見市愛育委員会、新見市栄養改善協議会等と連携を図り、地域の身近な相談相手として、それぞれの活動に対して積極的に支援を行います。

○家庭教育に関する学習機会の充実

参観日や世代間交流事業などの特別保育事業の中で、子育て講演会等を開催し、学習の機会を提供します。学校においては、参観日等で教育講演会や親育ち応援プログラムを開催し、子育てについての学習機会を提供します。

○家庭における教育力向上の支援

乳幼児健診において、子どもにとって望ましい生活リズムを定着させることの大切さを啓発するとともに、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等と連携し、様々な機会を通じて保護者への情報提供を行います。

保育所、幼稚園、認定こども園では、参観日において食育の推進や子育て講演会、育児相談を行います。学校においては、授業や講演会と関連付けながら、チェックシートを活用し、児童生徒、保護者が一緒に生活リズムについて考える機会を充実します。

(2) 地域との交流活動の促進

○「地域の子どもは地域で育てる」意識の促進

地域活動団体、警察、行政等と連携し、「見守り隊」による地域での積極的な挨拶や声かけ運動を促進し、「地域の子どもは地域で育てる」意識の向上に努めます。また、民生委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員との連携を強化し、広報・啓発活動を充実します。

全ての小・中学校で、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動（学校支援ボランティア）により、地域住民や保護者が積極的に参画する学校づくりを進めます。また、地域の貴重な一員として、各地域に組織される地域運営組織^{*}の取組に参画する機会の確保に努めます。

^{*}「新見市版地域共生社会構築計画」に基づく地域の代表機関として、地域の課題を解決しながら活性化を図る組織。

○ふるさとキャリア教育学習

地域の子どもは地域が育てるという考えの下、本市の自然や産業、文化、歴史、地域人材を生かした豊かな体験活動を通じて、ふるさと学習や地域学を学校区や地域、支局単位で推進します。また、何ごとにも積極的に取り組み、たくましく生きることができる子どもを育成し、将来、本市で活躍することができる人材の育成を図ります。

○世代間交流の促進

市内各公民館主催事業等による異世代交流事業など、世代間で交流できる様々なふれあい、学習活動を促進するとともに、家庭教育の充実に向けた取組を展開します。

○子ども会活動等への支援・連携体制の構築

子ども会の活動が活発に行われ、健全な子どもの育成が図られるよう、各地区の子ども会同士の間、連絡、連携を促進するとともに、周知、啓発活動を支援します。

○新見市スポーツ少年団活動の推進

地域の方々の協力や支援を得て、年齢の異なる集団で各単位団が自主・自立的な活動を行っている「スポーツ少年団活動」は、青少年健全育成の重要な役割を果たしており、継続した活動ができるよう支援します。

○総合型地域スポーツクラブとの連携

「総合スポーツクラブ新見」と連携し、いつでも、どこでも、誰でも気軽にスポーツ活動に取り組むことができる環境づくりを推進するとともに、クラブのスタッフや役員の意識向上、会員確保に向けて、地域への広報・啓発活動を支援します。

基本施策 2	安全・安心な子どもの生活環境づくり
---------------	--------------------------

子どもが安心して安全に活動できる居場所づくりを推進するとともに、交通安全、防犯に関する意識啓発や地域住民の自主活動を促進し、地域全体で子どもの安心、安全を守るまちづくりを推進します。

(1) 子どもが伸び伸びと遊べる場・体験の充実

○遊びの空間の充実

各種公園の適正な維持管理に努めるとともに、学校、地域等からの意見を取り入れながら公園の環境整備や遊具の安全性の確保に努めます。

○新・放課後子ども総合プランの実施【再掲】

ふるさと学習をはじめとする様々な学習活動、体験活動を推進するとともに、安定した運営ができるよう、支援員の確保や新規クラブ立ち上げの支援に努めます。

○子どもの自主性を育む体験活動の推進

にいみ子どもセンター協議会の活動を支援し、各地域の活動の紹介や広報誌の発行、親子料理教室や体験学習などの出前講座を通じて、ふれあいと交流の活動を推進します。また、市内各地域での講座回数を充実するとともに、関係機関と連携し、多様な体験活動の情報を提供します。

(2) 安全な子どもの生活環境の確保

○交通安全教室の推進

保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校、高等学校における交通安全教育を実施するとともに、児童生徒が主体的に参加する通学路安全マップの作成等を通じて、交通安全意識の向上を図ります。

○子どもを犯罪被害から守るための活動の推進

関係機関や地域との連携を強化し、子どもを交通事故や犯罪から守る活動を行うとともに、各校の安全に係る対策マニュアルや危機管理マニュアルを改善し、より学校や地域の実情に合ったものとなるよう指導を図ります。また各学校で毎年作成している安全マップについては、現状に合ったものとなるよう、適宜見直しを促進します。

○防犯教育の推進

全ての小学校児童に対する防犯ベルの支給や、警察等の協力による防犯教室を実施します。また、新見市地域ぐるみ学校安全推進委員、各学校の見守り隊の構成員、学校職員等が連携し、地域に根ざした交通安全、防犯の取組を促進します。

○防犯設備の充実

子どもの活動範囲にある危険箇所、防犯灯や防犯カメラの設置を促進するとともに、保育所、幼稚園、認定こども園、学校など、施設の防犯設備の充実と防犯体制の徹底を促進します。

○犯罪に関する情報提供及び関係機関との連携強化

子どもを犯罪の被害から守るため、警察と連携して事件、事故に関する情報提供を行うとともに、防犯訓練等を実施し、地域における防犯意識の向上と防犯活動を促進します。

○「子ども 110 番の家」の取組強化

「子ども 110 番の家」の協力家庭の確保に努めるとともに、「子ども 110 番の家」について、子どもへの周知を徹底し、犯罪を防ぐための地域住民との結束を強化します。

○家庭における事故防止対策知識の普及

乳児訪問や乳幼児健診等の場を通じて、誤飲や溺水など家庭での事故予防についての知識の普及や、乳児突然死症候群（SIDS）の防止に向けた知識の普及を図ります。

第7章 計画の推進に当たって

【1】推進体制

1 子ども・子育て会議による計画実現のための点検

本計画の推進に当たっては、「子ども・子育て会議」を適宜開催し、子育て支援の取組に対する実施状況を点検し、今後の取組への反映に努めます。

2 庁内推進体制の充実

子育て支援の取組は、行政のあらゆる分野に関わっています。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分な連携を図り、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の充実に努めます。

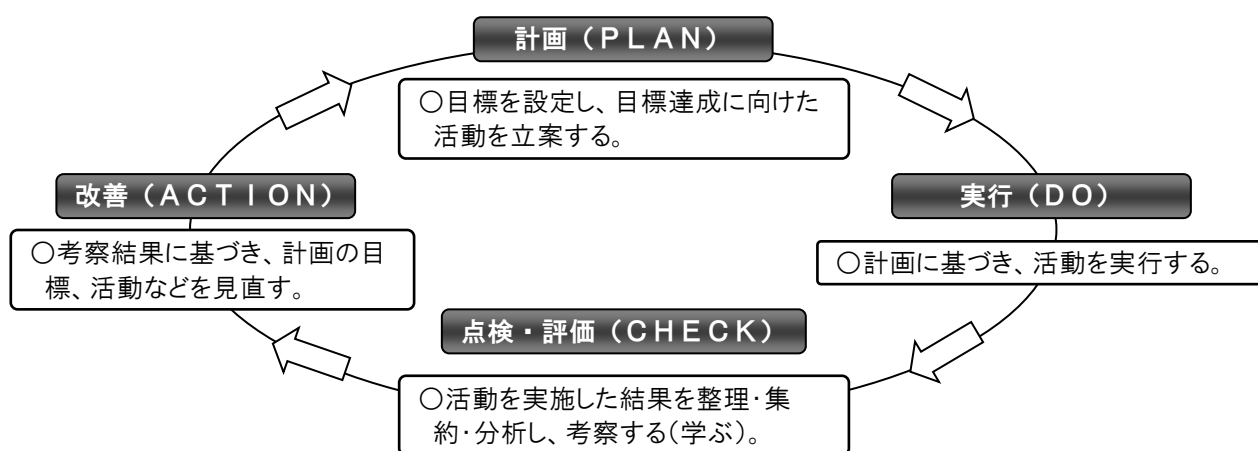
3 関係団体等との連携の強化

社会全体で子育て支援を推進していくためには、行政をはじめ地域住民や関係団体等との連携を深めていくことが大切です。相互に幅広い理解と共通認識を持ち、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。

【2】計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、定期的に事業の達成状況や評価について取りまとめを行います。

【PDCAサイクルのプロセスイメージ】



資料編

1 新見市子ども条例

○新見市子ども条例

平成31年3月25日

条例第19号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 役割と責務（第9条—第14条）

第4章 推進体制（第15条—第18条）

附則

子どもたちは、社会の宝、未来への希望であり、保護者はもちろん、私たち市民にとってもかけがえのない存在です。家族や友達、学校園、地域社会など、多くの人々との関わり合いや、年齢に応じた様々な体験を通して、人として大切な道徳性や社会規範、生きる力等を獲得し、自立した大人へと成長していきます。

子どもたちは、お互いに信頼し合い、地域に貢献し、ふるさとを大切に思い、やさしさと思いやりのある大人になりたいと願っています。

私たち新見市民の願いは、子どもたちが、温かいぬくもりを感じられる家庭、学校園、地域社会や緑豊かな美しい自然環境の中で、安心して遊び、学び、集い、夢と希望を持ちながら、健やかに育つことです。また、大人になっても、ふるさと新見を愛する心を持ち続けてもらうことです。

しかしながら、現代社会においては、少子化、核家族化、地域コミュニティの希薄化が進んでおり、いじめ、虐待、子どもをめぐる犯罪等、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうした中、地域の将来の発展を担う子どもの健やかな成長を図るためには、全ての市民が、子どもと真摯に向き合い、その思いを受け止めていくことが大切です。そのためには、家庭、学校園、地域社会、事業主及び市が、心を一つに連携協力し、市民全体で子どもを育てていくことが強く求められます。

よってここに、子どもの育ちを市民全体で支援することにより、すべての子どもが心豊かで健やかに育つ社会の実現を図るため、本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの育成に関する基本理念や子どもの権利の内容を定め、家庭、学校園、地域及び事業主の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、子育てや子どもの育ちを市民全体で支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、未来を築く新見市の全ての子どもが、家庭や地域から愛され、心豊かで健やかに成長していくことを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、言葉の意味は次のとおりです。

- (1) 「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。
- (2) 「保護者」とは、親や親に代わって子どもを育てる立場にある人をいいます。

- (3) 「**学校園**」とは、**保育所**、**幼稚園**、**認定こども園**、**小学校**、**中学校**、**高等学校**、**特別支援学校**等、子どもが**通園**、**通学**する**全ての施設**をいいます。
- (4) 「**地域社会**」とは、**地域**に住む**人や**、**地域**のために**活動**している**団体**をいいます。
- (5) 「**事業主**」とは、**市内**で**事業活動**を行う**個人**や**法人**をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもの**育成**についての**基本理念**は、**次**のとおりとします。

- (1) 子どもの**育成**は、**家庭**、**学校園**、**地域社会**、**事業主**及び**市**が、**主体的**にそれぞれの**役割**や**責務**を果たすとともに、**相互**に**連携協力**して行います。
- (2) 子どもの**育成**は、子どもの**人格**や**意見**を**尊重**し、**社会**において**一人**の**人間**としての**権利**が**守られる**ことを**認識**するとともに、「**健やかな体**」「**豊かでたくましい心**」「**ふるさと新見を愛する心**」を**重要な柱**ととらえ、さらに**社会**の**一員**としての**責任感**や**連帯感**をもつ子どもを育てることを**基本**として行います。
- (3) 子どもの**育成**は、**子育て**に**中心**的な**役割**を果たす**家庭**を**市全体**で**支援**するとともに、**大人一人ひとり**が**主体的**に関わりながら行います。

第2章 子どもの**権利**

(子どもの**権利**の**尊重**)

第4条 子どもは、**日本国憲法**及び**児童の権利**に関する**条約**の**理念**にのっとり、**一人ひとり**が**大切に**され、**健やかに**育つための**環境**を**求める**ことができます。

- 2 子どもは、**自分**が**大切に**されると**同様に**、**他者**を**大切に**するよう**努める**ものとします。
- 3 子どもは、**年齢**及び**成長**に応じ、**まちづくり**に**参加**することができます。

(**生きる権利**)

第5条 子どもは、**自分**らしく**生きて**いくために、**主**として**次**のことが**保障**されます。

- (1) **自分**の**考え**や**気持ち**を**自由**にもつこと。
- (2) **個性**や**他**の**人**との**違い**が**認められ**、**一人**の**人間**として**尊重**されること。
- (3) **夢**や**志**を抱き、**それ**に向かつて**挑戦**すること。

(**守られる権利**)

第6条 子どもは、**安全安心**に**生きて**いくために、**主**として**次**のことが**保障**されます。

- (1) **虐待**や**いじめ**などあらゆる**暴力**や、**有害な環境**から**守られる**こと。
- (2) **いかなる差別**も**受け**ないこと。
- (3) **プライバシー**や**名誉**が**守られる**こと。

(**育つ権利**)

第7条 子どもは、**豊か**に**育つ**ために、**主**として**次**のことが**保障**されます。

- (1) **遊び**、**学び**、**休息**すること。
- (2) **文化**、**芸術**、**スポーツ**に**親しみ体験**すること。
- (3) **自然**に**親しむ**とともに、**地域**の**文化**、**伝統**、**産業**などについて**学ぶ**こと。

(**参加する権利**)

第8条 子どもは、**社会**における**様々な活動**に**参加**し、**主体的**に**生きる力**を**高める**ために、**主**として**次**のことが**保障**されます。

- (1) **自分**の**意見**や**考え**を**自由**に**表す**ことができ、**それが尊重**されること。
- (2) **社会**に**参画**し、**意見**が**活かされる機会**があること。
- (3) **社会参加**への**適切な支援**が**受けられる**こと。

第3章 **役割**と**責務**

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの育成や人格形成に第一義的な責任を負うことを自覚し、子どもが心身ともに健やかに成長するよう、家庭における子どもの居場所づくりや温かい信頼関係づくりに努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの成長に応じ、基本的な生活習慣や社会規範が身につくよう努めなければなりません。

(学校園の役割)

第10条 学校園は、子どもの育成に重要な責務を担っていることを自覚し、次に掲げる役割を果たすよう努めなければなりません。

(1) 子どもの発達段階に応じ、集団生活における他者との関わりを通して、豊かな人間性や社会性を育むこと。

(2) 子どもの年齢や学年に応じ、確かな学力や技能を身につけさせるとともに、主体的に学び、様々な課題を自ら解決しようとする力を育むこと。

(3) 子どものいじめや虐待等の早期発見に努め、全力でその解決に取り組むこと。

(4) 障がいがある子どもへの適切な支援に取り組むこと。

(5) 家庭や地域社会との連携協力を図り、開かれた教育環境づくりに努めること。

(6) 教育の在り方について随時自己評価や外部評価に取り組み、経営の改善に努めること。

(地域社会の役割)

第11条 地域社会は、地域が子どもの豊かな人間性や社会性を育む重要な場であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

(1) 相互に連携協力して、子どもが安心して生活できるよう、その環境づくりに努めること。

(2) 子どもが地域の一員として、地域行事に参加し、地域の自然や文化にふれる機会を提供するよう努めること。

(3) 子どもたちへの積極的な関わりに努めるとともに、保護者への情報提供や交流の場づくりに努めること。

(事業主の役割)

第12条 事業主は、子どもの育成が未来社会の担い手を育てる大切な営みであることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

(1) 保護者が安心して仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりや勤務条件の改善に努めること。

(2) 学校園が行う職場見学や職場体験等の活動に積極的に協力すること。

(市の責務)

第13条 市は、子どもの育成に関し、この条例の目指すものの実現に向けて、次に掲げる責務を果たさなければなりません。

(1) 子どもの育成に関する施策について、関係部局で連携協力し、総合的、計画的に推進すること。

(2) 子どもの人権や権利を守るため、様々な機会を通して市民への広報に努めるとともに、子どもへのあらゆる人権侵害に対して、速やかに対応し、必要な擁護に努めること。

(3) 保護者、学校園、地域社会及び事業主との連携を図るとともに、それぞれの役割に応じた取組を推進するための支援を行うこと。

(4) 子どもの視点や意見を反映する取組を推進すること。

(5) この条例が目指すものや内容について、広く市民全体に広報すること。

(議会の責務)

第14条 議会は、子どもの育成に関する市の施策が効果的に推進されるよう監視及び評価をするとともに、必要に応じて提言等を行わなければなりません。

第4章 推進体制

(計画の策定等)

第15条 市は、子どもの育成にかかる支援を総合的、計画的に推進していくための計画(以下「計画」という。)を策定します。

2 計画の策定に当たっては、この条例の趣旨を尊重するとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講じるよう努めます。

3 計画を策定したときは、速やかにその内容を公表します。

4 計画に基づいた取組の結果については、評価・見直しを実施し、分かりやすく公表します。

(相談体制)

第16条 市は、教育、福祉、保健及び医療の分野における子どもに関する相談や支援を行う関係機関との密接な連携を図り、子どもの育成に関する総合的な相談体制の充実に努めるものとします。

(推進会議)

第17条 市は、保護者、学校園、地域社会及び事業主と協働して子どもの育成に関わる取組を総合的かつ計画的に進めていくために、推進会議を設置します。

2 推進会議に必要な事項については、市長が別に定めます。

(子ども会議)

第18条 市は、子どもの視点や意見を施策やまちづくりに反映させるための場として、子ども会議を設置します。

2 子ども会議に必要な事項については、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成31年5月5日から施行する。

2 新見市子ども・子育て会議設置要綱

○新見市子ども・子育て会議設置要綱

平成25年11月15日

告示第148号

改正 平成30年4月19日告示第63号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、新見市における子ども・子育て支援事業の推進に関し、必要な措置について協議するため、新見市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項に規定する事務
- (2) 新見市子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。
- (3) その他子ども・子育て支援事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 増員により委嘱された委員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 4 関係団体の代表者である委員が、任期中にその職を退く場合は、その後任者がこれを継承する。
- 5 関係行政機関の職員である委員が、任期中に異動となる場合は、その後任者がこれを継承する。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じ会長が召集し、会長が議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときに、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 子ども・子育て会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部こども課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の任期中の最初に開かれる子ども・子育て会議は、市長が召集する。

(新見市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の廃止)

3 新見市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱(平成20年新見市告示第91号)は、廃止する。

附 則(平成30年4月19日告示第63号)

この告示は、公布の日から施行する。

3 新見市子ども・子育て会議委員名簿

令和2年3月31日

	所属機関		氏名	備考
	名称	役職		
1	新見公立大学健康科学部健康保育学科	学科長	(会長) 住本克彦	学識経験者
2	新見市主任児童委員連絡部会	部会長	(副会長) 西田勝江	
3	新見市議会文教福祉常任委員会	委員長	杉本美智子	市議会議員
4	新見市小学校長会 (新見南小学校)	副会長	小田成知	関係団体
5	新見市幼稚園・こども園教育研究会 (上市認定こども園)	代表	木曾田典子	
6	新見市保育協議会 (新見保育所)	会長	清水里香	
7	放課後児童クラブ (どんぐり児童クラブ)	代表	城木智己	
8	新見市幼稚園PTA連合会 (上市認定こども園)	会長	竹崎文彦	
9	新見市幼児クラブ交流事業実行委員会 (たんぽぽクラブ)	委員長	堀田美香	
10	新見商工会議所	専務理事	相原敏男	
11	阿哲商工会	会長	上田久志	
12	新見市教育委員会教育部	部長	鹿島隆	行政関係
13	新見市福祉部	部長	林裕司	

**第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画
令和2年7月**

発行／新見市 福祉部 こども課
〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3
TEL (0867) 72-6115
FAX (0867) 72-1407
